

陸甲 一三二號
十九 六十四
十九 六十六
十九 六十六
十九 六十三
公布

內閣總理大臣

內閣書記官長 三

外務大臣 長 海軍大臣 五 陸軍大臣 五

內務大臣 海 司法大臣 五 大藏大臣 五

文部大臣 五 農林大臣 五 陸軍大臣 五

陸軍大臣 五 陸軍大臣 五 陸軍大臣 五

一大東亞戰爭從軍記章令

一支那事變從軍記章令及支那事

陸軍大臣 五

變記念章令中改正ノ件

右樞密院ノ御諮詢ヲ經テ御下付ニ付
同院上奏ノ通裁可ヲ奏請セラレ然ルベ
シト認ム

上諭案

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ大東亞戰
争從軍記念章令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ
公布セシム

御名 御璽

昭和十九年六月二十日

内閣總理大臣

(樞密院上奏ノ通)

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ支那事變從
軍記念章令及支那事變記念章令中
改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム
御名 御璽

昭和十九年六月二十日

内閣總理大臣

(樞密院上奏ノ通)

一大東亞戰爭從軍記章令

一支那事變從軍記章令及支那事變記念章

令中改正ノ件

臣等右二件諮詢ノ命ヲ恪ニ本月十四日ヲ

以テ審議ヲ盡シ之ヲ可決セリ乃チ謹テ上

奏シ更ニ

聖明ノ採擇ヲ仰ク

昭和十九年六月十四日

樞密院議長臣

原

嘉道

勅令第 2177 號

大東亞戰爭從軍記章令

第一條 大東亞戰爭記念ノ表章トシテ特ニ從軍記章ヲ設ク

第二條 從軍記章ノ圖式左ノ如シ

章 圓形形徑三釐トシ表面ニ菊御紋、太刀、光線及櫻花ノ圖

ヲ露出シ裏面ニ價ノ圖ヲ露出シ大東亞戰爭ノ五字ヲ識ス

飾取 邊トシ表面ニ從軍記章ノ四字ヲ識ス

針 邊トシ表面ニ曲玉、管玉及丸玉ノ圖ヲ露出ス

綴 綴地幅三釐六分トシ中央染色、其ノ左右内側ヨリ各繪黃

色、納戸色、雲龍紋色トス

従軍記章ハ形ヲ用ヒテ左記ニ佩ブ

第三條 従軍記章ハ左ノ各款ノ一ニ該當スル者ニ之ヲ授與ス

一 戦地ニ在リテ軍務ニ従事シ久ハ軍部ニ關スル特別ノ任務ヲ受ケテ戦地ニ往復シケル陸海軍軍人軍屬及文官

二 戦地ニ臨マザルモ動員部隊若ハ戦争ノ爲臨時編成シタル部隊ニ編入セラレ又ハ戦争ニ關スル軍務ニ従事シタル陸海軍軍人軍屬

三 戦争ニ關スル軍務ニ従事シタル陸海軍官用船舶又ハ病院船ノ乗組船員

四 陸海軍官屬ノ監督ヲ受ケ戦争ニ關スル傷病者ノ救護ニ従事シタル者

前項各款ノ一ニ該當スル者ト雖モ其ノ業務ノ種類及功績ノ程度ニ依リ従軍記章ヲ授與セザルコトアルベシ

第四條 戦争ニ關スル軍務ヲ補助シ特ニ功績アル者又ハ許可ヲ得テ従軍シタル者ニハ特ニ従軍記章ヲ授與スルコトアルベシ

第五條 禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者ニハ従軍記章ヲ授與セズ但シ刑ノ執行ヲ猶豫セラレタル者及陸軍刑法又ハ海軍刑法ニ依リ一年未滿ノ禁錮ノ刑ニ處セラレタル者ニハ其ノ情狀ニ依リ之ヲ授與スルコトアルベシ

第六條 懲戒ノ裁判又ハ處分ニ依リ免官又ハ免職セラレタル者ニハ

従軍記章ヲ授與カズ候シ其ノ遺族ニ授与之ヲ授與スルコトアルベシ

第七條 前二條ノ規定ハ遺族、後官又ハ後職ノ後第三條又ハ第四條

ノ規定ニ該当スル者ニ付テハ之ヲ遺族ニ授與セズ

第八條 従軍記章ヲ授與カラルベキ者ニ付シテハ其ノ授與前死亡シ

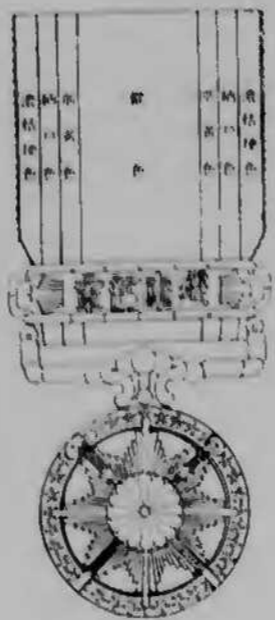
タルトキト雖モ仍之ヲ授與ス

第九條 従軍記章ハ本人ニ限り終身之ヲ佩用シ遺族之ヲ保存スルコ

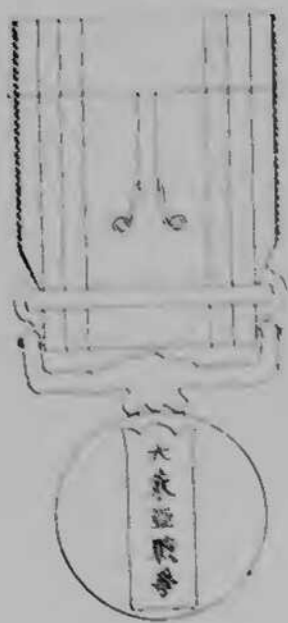
トヲ許ス

大東亞戰爭従軍記章ノ圖

表 面



裏 面



勅令第四百十八號

第一條 支那事變從軍記章令中左ノ通改正ス

第三條第一項中「之ヲ授與ス」ノ下ニ「但シ昭和十五年四月二十九日以後左ノ各號ノ一ニ該當スルニ至リタル者ニシテ大東亞戰爭從軍記章ヲ授與セラルルモノニハ之ヲ授與セズ」ヲ加フ

第二條 支那事變記念章令中左ノ通改正ス

第三條但書ヲ左ノ如ク改ム

但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニハ之ヲ授與セズ

一 支那事變從軍記章ヲ授與セラルル者

二 昭和十五年四月二十九日以後支那事變遂行ニ關シ特別ノ貢

勅ヲ爲ラニ至リタル者ニツテ大東亞戰爭従軍記章ヲ授ケルニ
 付テ其ノ旨ヲ宣シテ

御覽濟内閣（御下付）


昭和十九年五月十八日 内閣書記官長 治 内閣書記官

内閣總理大臣

法制局長官

外務大臣  海軍大臣 

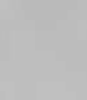

大東亞大臣  岸 國務大臣 

内務大臣  司法大臣 

農商大臣  大森 國務大臣 

大藏大臣  文部大臣 

軍需大臣  後藤 國務大臣 

陸軍大臣  厚生大臣 

運輸通信大臣  藤田 國務大臣 

大東亞戰爭従軍記章 令及支那事變従軍記章令及支那事變記念章令中改正ノ件

法制局

Vertical text columns on the left page, likely bleed-through from the reverse side. The text is arranged in two columns, with the right column being slightly longer than the left. The characters are small and difficult to read due to the image quality.

Small vertical characters on the left margin of the left page.

Small vertical characters on the left margin of the left page, below the first set.

Small vertical characters on the right margin of the right page.

Small vertical characters on the right margin of the right page, below the first set.

昭和三十二年四月二十九日以後ノ功績ニ係ル支那事變行賞ト大東亞戦争
行賞トハ之ヲ綜合一括シテ行フコトトセララルルニ件ヒ同日以後甫ノ
テ支那事變従軍記章又ハ支那事變記念章ヲ授與セラルベキ事由アルニ
至リタル者ニ對シテハ其ノ者ガ大東亞戦争従軍記章ヲ授與セラルルト
キハ支那事變従軍記章又ハ支那事變記念章ヲ授與セザルコトト爲スチ
適當トスルニ依ル

理由

昭和十五年四月二十九日以後ノ功績ニ係ル支那事變行賞ト大東亞戦争
行賞トハ之ヲ綜合一括シテ行フコトトセララルルニ件ヒ同日以後甫ノ
テ支那事變従軍記章又ハ支那事變記念章ヲ授與セラルベキ事由アルニ
至リタル者ニ對シテハ其ノ者ガ大東亞戦争従軍記章ヲ授與セラルルト
キハ支那事變従軍記章又ハ支那事變記念章ヲ授與セザルコトト爲スチ
適當トスルニ依ル

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ支那事
變從軍記章令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ
公布セシム

御名 御璽

昭和十四年七月二十六日

内閣總理大臣 男爵 平沼騏一郎

勅令第四百九十六號

支那事變從軍記章令

第一條 支那事變記念ノ表章トシテ特ニ從
軍記章ヲ設ク

第二條 從軍記章ノ圖式左ノ如シ
青銅圓形徑三釐トシ表面ニ朝御
統、八咫鳥、軍旗、軍艦旗、瑞雲及
光ノ圖ヲ鑄出シ裏面ニ山、雲及
波ノ圖ヲ鑄出シ支那事變ノ四字
ヲ識ス

飾版 青銅トシ表面ニ從軍記章ノ四字
ヲ識ス

鈕 青銅トシ表面及裏面ニ日輪並ノ
圖ヲ鑄出ス

綴

織地幅三釐六耗トシ中央赤色、
其ノ左右内側ヨリ各紅色、香色、
納戸色、濃桔梗色トス

從軍記章ハ綴ヲ用ヒテ左胸ニ佩ブ

第三條 從軍記章ハ左ノ各號ノ一ニ該當ス
ル者ニ之ヲ授與ス

一 事變地ニ在リテ軍務ニ從事シ又ハ軍
事ニ關スル特別ノ任務ヲ受ケテ事變地
ニ往復シタル陸海軍軍人軍屬及文官

二 事變地ニ臨マゼルモ勤員部隊若ハ事
變ノ爲臨時編成シタル部隊ニ編入セラ
レ又ハ事變ニ關スル軍務ニ從事シタル
陸海軍軍人軍屬

三 事變ニ關スル軍務ニ從事シタル陸海
軍官用船舶又ハ病院船ノ乗組員

四 陸海軍官憲ノ監督ヲ受ケテ事變ニ關ス
ル任務者ノ救護ニ從事シタル者

五 前項各號ノ一ニ該當スル者ト雖モ補役人
夫ノ類又ハ之ニ準ズベキ下級職員等ニ在
リテハ特殊ノ軍務ニ關シ且功績アル者ニ
非ゼトバ從軍記章ヲ授與セズ

第四條 事變ニ關スル軍務ヲ幫助シ特ニ功
績アル者又ハ許可ヲ得テ從軍シタル者ニ

ハ特ニ從軍記章ヲ授與スルコトアルベシ

第五條 禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者ニ
ハ從軍記章ヲ授與セズ但シ刑ノ執行ヲ猶
豫セラレタル者及陸軍刑法又ハ海軍刑法
ニ依リ一年未滿ノ禁錮ノ刑ニ處セラレタ
ル者ニハ其ノ情狀ニ依リ之ヲ授與スルコ
トアルベシ

第六條 懲戒ノ裁判又ハ處分ニ依リ免官又
ハ免職セラレタル者ニハ從軍記章ヲ授與
セズ但シ其ノ情狀ニ依リ之ヲ授與スルコ
トアルベシ

第七條 前二條ノ規定ハ處刑、免官又ハ免
職ノ後第三條又ハ第四條ノ規定ニ該當ス
ル者ニ付テハ之ヲ適用セズ

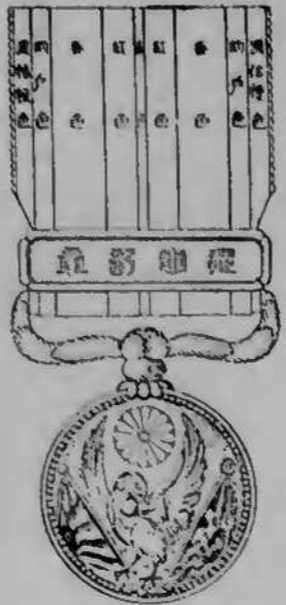
第八條 從軍記章ヲ授與セラレベキ者ニ對
シテハ其ノ授與前死亡シタルトキト雖モ
仍之ヲ授與ス

第九條 從軍記章ハ本人ニ限り終身之ヲ佩
用シ遺族之ヲ保存スルコトヲ許ス

支那軍機從軍記章ノ圖

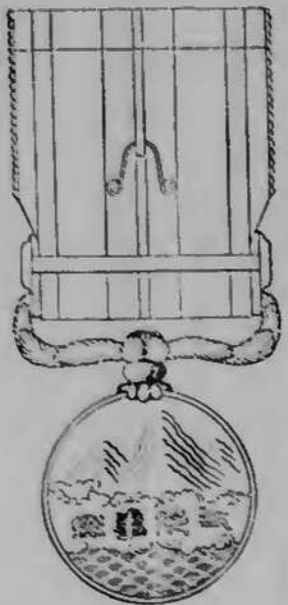
表

裏



裏

表



支那事變記念章令

昭和十七年九月二十六日
勅令第八百五十八號

陸海軍閣下ノ諮詢ヲ經テ支那事變記念章令ヲ發布シ茲ニ之ヲ公布セシム

(總理大臣 署名)

支那事變記念章令

第一條 支那事變記念章、表章トシテ特ニ記念章トシテ

第二條 記念章、圓式ニシテ

第三條 青銅製トシテ、表面ニ菊御紋ヲ捺シ、裏ニ支那

第四條 青銅製トシテ、裏ニ支那

第五條 青銅製トシテ、裏ニ支那

第六條 青銅製トシテ、裏ニ支那

第七條 青銅製トシテ、裏ニ支那

第八條 青銅製トシテ、裏ニ支那

第九條 青銅製トシテ、裏ニ支那

第十條 青銅製トシテ、裏ニ支那

第十一條 青銅製トシテ、裏ニ支那

第十二條 青銅製トシテ、裏ニ支那

第十三條 青銅製トシテ、裏ニ支那

第十四條 青銅製トシテ、裏ニ支那

第十五條 青銅製トシテ、裏ニ支那

第十六條 青銅製トシテ、裏ニ支那

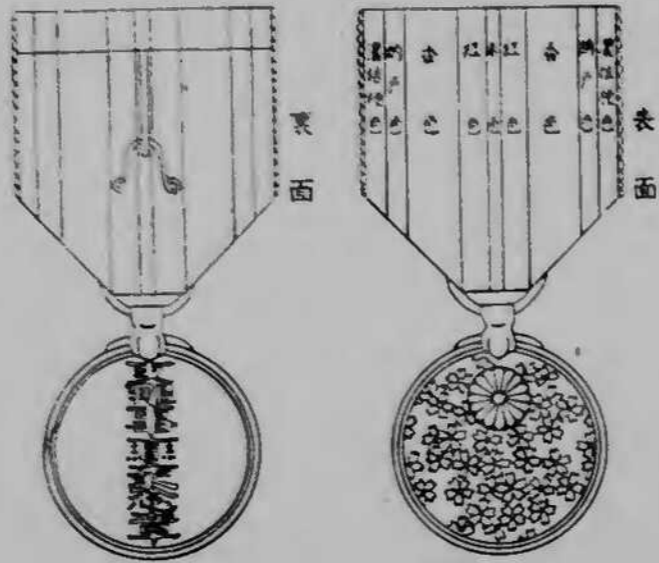
第十七條 青銅製トシテ、裏ニ支那

第十八條 青銅製トシテ、裏ニ支那

第十九條 青銅製トシテ、裏ニ支那

第二十條 青銅製トシテ、裏ニ支那

第六條 記念章ハ本人ニ限リ終身之ヲ佩用シ遺族之ヲ保存スルコトヲ許ス
支那事變記念章ノ圖



昭和十九年五月九日

陸軍省
第四三號
五月九日

實動局總裁 瀨古保次

内閣總理大臣 東條英機 殿

上 申 案

從來ノ各種戰役事變ノ例ニ依ヒ大東亞戰爭從軍記章令
ヲ制定シ尙之ニ伴ヒ支那事變從軍記章令及支那事變記
念章令改正相成程致度別部勅令案ヲ具シ此段上申ス

朕御賞賜同ノ品調フ程テ大東亞戰爭紀念章記章等ヲ頒布シ茲ニ之ヲ公布
セシム

御 名 御 姓

昭和 年 月 日

内 閣 総 理 大 臣

勅 令 第 號

大 東 亞 戰 争 紀 念 章 記 章 令

第一條 大東亞戰爭紀念ノ勳章トシテ符ニ依テ紀念章ヲ設ク

第二條 紀念章ノ形式左ノ如シ

一 勳章形ニ三輪トシ表面ニ紫御紋、太刀、元祿及徳花ノ圖ヲ

刻シ裏面ニ西ノ國ヲ圖シ大東亞戰爭ノ五字ヲ刻ス

二 勳章形ニ三輪トシ表面ニ紫御紋、太刀、元祿及徳花ノ圖ヲ

刻シ裏面ニ西ノ國ヲ圖シ大東亞戰爭ノ五字ヲ刻ス

三 勳章形ニ三輪トシ表面ニ紫御紋、太刀、元祿及徳花ノ圖ヲ

船戸色、機括機色トス

従軍記車ハ概ブ用ヒテ左助ニ備フ

第三條 従軍記車ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ之ヲ授與ス

一 戦地ニ在リテ軍務ニ従事シ又ハ軍務ニ關スル特別ノ任務ヲ受ケ

テ戦地ニ任復シタル陸海軍人車屬及文官

二 戦地ニ臨マサルモ動員部隊若ハ戦争ノ爲臨時編成シタル部隊ニ

編入セラレ又ハ戦争ニ關スル軍務ニ従事シタル陸海軍人車屬

三 戦争ニ關スル軍務ニ従軍シタル陸海軍官用船舶又ハ病院船ノ乘

組船員

四 陸海軍自衛ノ監督ヲ受ケ戦争ニ關スル諸病者ノ救護ニ従事シタル者

附項合戦ノ一ニ該當スル者ト雖モ身分極メテ低キ者ニ在リテハ特殊ノ軍務ニ派シ且功績アル者ニ非サレバ従軍記車ヲ授與セズ

第四條 戦争ニ關スル軍需ヲ補助シ得ニ功績アル者又ハ許可ヲ得テ從
軍シタル者ニハ得ニ從軍記章ヲ授與スルコトアルベシ

第五條 前條以上ノ刑ニ處セラレタル者ニハ從軍記章ヲ授與セズ但シ
刑ノ執行ヲ猶豫セラレタル者及陸軍刑法又ハ海軍刑法ニ依リ一年未
滿ノ禁錮ノ刑ニ處セラレタル者ニハ其ノ情狀ニ依リ之ヲ授與スルコ
トアルベシ

第六條 懲戒ノ級判又ハ處分ニ依リ免官又ハ免職セラレタル者ニハ從
軍記章ヲ授與セズ但シ其ノ情狀ニ依リ之ヲ授與スルコトアルベシ

第七條 前二條ノ規定ハ處刑、免官又ハ免職ノ後第三條又ハ第四條ノ
規定ニ適合スル者ニ付テハ之ヲ適用セズ

第八條 從軍記章ヲ授與セラルベキ者ニ對シテハ其ノ授與前死亡シタ
ルトキト雖モ仍之ヲ授與ス

第九條 從軍記章ハ本人ニ限り終身之ヲ服用シ遺族之ヲ保存スルコト
ヲ許ス

理由書

大東亞戰爭ニ付從軍シ又ハ軍事ニ關シ功績アル者ニ對シ從軍記章ヲ授
與スルノ必要アルニ依ル

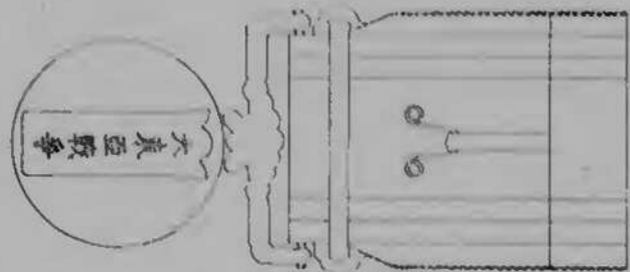
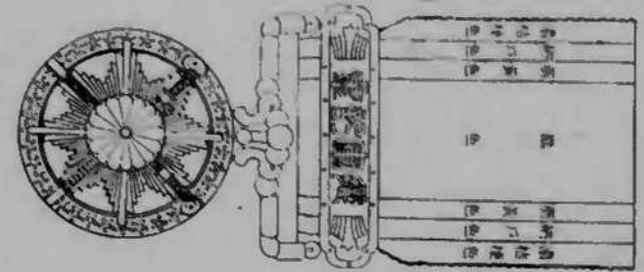


表 面



裏 面

大東亞戰爭從軍記章ノ圖

参考

● 文部事務從軍記章令

昭和十四年七月二十七日
勅令第四百九十六號

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ支那事務從軍記章令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セ
シム

支那事務從軍記章令

(總理大臣副署)

第一條 支那事務紀念ノ表章トシテ特ニ從軍記章ヲ設ク

第二條 從軍記章ノ圖式左ノ如シ

章 青銅圓形徑三釐トシ表面ニ菊御紋、八咫鳥、軍旗、軍艦旗、
瑞雲及光ノ圖ヲ鑄出シ表面ニ山、雲及波ノ圖ヲ鑄出シ支部
事務ノ四字ヲ嵌ス

商版 青銅トシ表面ニ從軍記章ノ四字ヲ嵌ス

紙 青銅トシ表面及裏面ニ日章、國ヲ鑄出ス

綬 紙加綉三、六、九、十二、十八、二十四、三十、三十六、四十二、四十八、五十四、六十、六十六、七十二、七十八、八十四、九十、九十六、一百、一百零六、一百一十二、一百一十八、一百二十四、一百三十、一百三十六、一百四十二、一百四十八、一百五十四、一百六十、一百六十六、一百七十二、一百七十八、一百八十四、一百九十、一百九十六、二百、二百零六、二百一十二、二百一十八、二百二十四、二百三十、二百三十六、二百四十二、二百四十八、二百五十四、二百六十、二百六十六、二百七十二、二百七十八、二百八十四、二百九十、二百九十六、三百、三百零六、三百一十二、三百一十八、三百二十四、三百三十、三百三十六、三百四十二、三百四十八、三百五十四、三百六十、三百六十六、三百七十二、三百七十八、三百八十四、三百九十、三百九十六、四百、四百零六、四百一十二、四百一十八、四百二十四、四百三十、四百三十六、四百四十二、四百四十八、四百五十四、四百六十、四百六十六、四百七十二、四百七十八、四百八十四、四百九十、四百九十六、五百、五百零六、五百一十二、五百一十八、五百二十四、五百三十、五百三十六、五百四十二、五百四十八、五百五十四、五百六十、五百六十六、五百七十二、五百七十八、五百八十四、五百九十、五百九十六、六百、六百零六、六百一十二、六百一十八、六百二十四、六百三十、六百三十六、六百四十二、六百四十八、六百五十四、六百六十、六百六十六、六百七十二、六百七十八、六百八十四、六百九十、六百九十六、七百、七百零六、七百一十二、七百一十八、七百二十四、七百三十、七百三十六、七百四十二、七百四十八、七百五十四、七百六十、七百六十六、七百七十二、七百七十八、七百八十四、七百九十、七百九十六、八百、八百零六、八百一十二、八百一十八、八百二十四、八百三十、八百三十六、八百四十二、八百四十八、八百五十四、八百六十、八百六十六、八百七十二、八百七十八、八百八十四、八百九十、八百九十六、九百、九百零六、九百一十二、九百一十八、九百二十四、九百三十、九百三十六、九百四十二、九百四十八、九百五十四、九百六十、九百六十六、九百七十二、九百七十八、九百八十四、九百九十、九百九十六、一千、一千零六、一千一十二、一千一十八、一千二十四、一千三十、一千三十六、一千四十二、一千四十八、一千五十四、一千六十、一千六十六、一千七十二、一千七十八、一千八十四、一千九十、一千九十六、二千、二千零六、二千一十二、二千一十八、二千二十四、二千三十、二千三十六、二千四十二、二千四十八、二千五十四、二千六十、二千六十六、二千七十二、二千七十八、二千八十四、二千九十、二千九十六、三千、三千零六、三千一十二、三千一十八、三千二十四、三千三十、三千三十六、三千四十二、三千四十八、三千五十四、三千六十、三千六十六、三千七十二、三千七十八、三千八十四、三千九十、三千九十六、四千、四千零六、四千一十二、四千一十八、四千二十四、四千三十、四千三十六、四千四十二、四千四十八、四千五十四、四千六十、四千六十六、四千七十二、四千七十八、四千八十四、四千九十、四千九十六、五千、五千零六、五千一十二、五千一十八、五千二十四、五千三十、五千三十六、五千四十二、五千四十八、五千五十四、五千六十、五千六十六、五千七十二、五千七十八、五千八十四、五千九十、五千九十六、六千、六千零六、六千一十二、六千一十八、六千二十四、六千三十、六千三十六、六千四十二、六千四十八、六千五十四、六千六十、六千六十六、六千七十二、六千七十八、六千八十四、六千九十、六千九十六、七千、七千零六、七千一十二、七千一十八、七千二十四、七千三十、七千三十六、七千四十二、七千四十八、七千五十四、七千六十、七千六十六、七千七十二、七千七十八、七千八十四、七千九十、七千九十六、八千、八千零六、八千一十二、八千一十八、八千二十四、八千三十、八千三十六、八千四十二、八千四十八、八千五十四、八千六十、八千六十六、八千七十二、八千七十八、八千八十四、八千九十、八千九十六、九千、九千零六、九千一十二、九千一十八、九千二十四、九千三十、九千三十六、九千四十二、九千四十八、九千五十四、九千六十、九千六十六、九千七十二、九千七十八、九千八十四、九千九十、九千九十六、

青色、納戸色、濃桔梗色トス

從軍記章ハ綬ヲ用ヒテ左肋ニ佩フ

第三條

從軍記章ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ之ヲ授與ス

一 事變地ニ在リテ軍務ニ從事シ又ハ軍事ニ關スル特別ノ任務ヲ受

ケテ事變地ニ往復シタル陸海軍軍人軍醫及文官

二 事變地ニ臨マザルモ勤員部隊若ハ事變ノ爲臨時編成シタル部隊

ニ編入セラレ又ハ事變ニ關スル軍務ニ從事シタル陸海軍軍人軍醫

三 事變ニ關スル軍務ニ從事シタル艦艇軍官用船艙又ハ病院船ノ乘

組船員

四 陸海軍官憲ノ監督ヲ受ケ事變ニ關スル傷病者ノ救護ニ從事シタ

ル者前項各號ノ一ニ該當スル者ト雖モ軍役人夫ノ類又ハ之ニ準ズ

ベキ下級船員ニ在リテハ特殊ノ軍務ニ關シ且功績アル者ニ非ザ

レバ從軍記章ヲ授與セズ

第四條

事變ニ關スル軍務ヲ補助シ得ニ功績アル者又ハ許可ヲ得テ從

軍シタル者ニハ特ニ從軍記章ヲ授與スルコトアルベシ

第五條 禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者ニハ從軍記章ヲ授與セズ但シ刑ノ執行ヲ猶豫セラレタル者及陸軍刑法又ハ海軍刑法ニ依リ一年未滿ノ禁錮ノ刑ニ處セラレタル者ニハ其ノ情狀ニ依リ之ヲ授與スルコトアルベシ

第六條 懲戒ノ裁判又ハ處分ニ依リ免官又ハ免職セラレタル者ニハ從軍記章ヲ授與セズ但シ其ノ情狀ニ依リ之ヲ授與スルコトアルベシ

第七條 前二條ノ規定ハ廢刑、免官又ハ免職ノ後第三條又ハ第四條ノ規定ニ該當スル者ニ付テハ之ヲ適用セズ

第八條 從軍記章ヲ授與セラルベキ者ニ對シテハ其ノ授與前死亡シタルトキト雖モ仍之ヲ授與ス

第九條 從軍記章ハ本人ニ限り終身之ヲ佩用シ遺族之ヲ保存スルコトヲ許ス

大日本帝國政府

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ支那事變從軍記章令及支那事變記念章令中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御 經

昭和 年 月 日

内閣總理大臣

第一條 支那事變從軍記章令中左ノ通改正ス

第三條第一項ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ昭和十五年四月二十九日以後左ノ各號ノ一ニ該當スルニ至リタル者ニシテ大東亞戰爭從軍記章ヲ授與セララルルモノニハ之ヲ授與セズ

第二條 支那事變記念章令中左ノ通改正ス

第三條 但書ヲ左ノ如ク改ム

但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニハ之ヲ授與セズ
一支那事變從軍記章ヲ授與セララルル者

大日本帝國政府

二
一
ノ
二
三
四
五
六
七
八
九
十
十一
十二
十三
十四
十五
十六
十七
十八
十九
二十
二十一
二十二
二十三
二十四
二十五
二十六
二十七
二十八
二十九
三十
三十一
三十二
三十三
三十四
三十五
三十六
三十七
三十八
三十九
四十
四十一
四十二
四十三
四十四
四十五
四十六
四十七
四十八
四十九
五十
五十一
五十二
五十三
五十四
五十五
五十六
五十七
五十八
五十九
六十
六十一
六十二
六十三
六十四
六十五
六十六
六十七
六十八
六十九
七十
七十一
七十二
七十三
七十四
七十五
七十六
七十七
七十八
七十九
八十
八十一
八十二
八十三
八十四
八十五
八十六
八十七
八十八
八十九
九十
九十一
九十二
九十三
九十四
九十五
九十六
九十七
九十八
九十九
一百

大日本帝國政府

理由

昭和十五年四月二十九日以後支那事變ニ關與シ功績アリタル者ニシテ
大東亞戰爭ニモ關與シ功績アリタル者ハ右功績ヲ綜合シテ大東亞戰爭
行實トシテ行賞ヲ實施スルノ方針ナルヲ以テ之ニ照應セシムルヲ適當
トスルニ依ル

以下参考

●支那事變從軍記章令

昭和十四年七月二十七日
勅令第四百九十六號

第三條 從軍記章ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ之ヲ授與ス

一 事變地ニ在リテ軍務ニ從事シ又ハ軍學ニ關スル特別ノ任務ヲ受ケテ事變地ニ往復シタル陸海軍軍人軍屬及文官

二 事變地ニ臨マサルモ勅員部隊若ハ事變ノ爲臨時編成シタル部隊ニ編入セラレ又ハ事變ニ關スル軍務ニ從事シタル陸海軍軍人軍屬

三 事變ニ關スル軍務ニ從事シタル陸海軍官用船舶又ハ病院船ノ乗組船員

四 陸海軍官感ノ監督ヲ受ケ事變ニ關スル傷病者ノ救護ニ從事シタル者
前項各號ノ一ニ該當スル者ト雖モ傭役人夫ノ類又ハ之ニ準ズベキ下級船員等ニ在リテハ特殊ノ軍務ニ服シ且功績アル者ニ非ザレバ從軍記章ヲ授與セズ

● 支那事變記念章令

昭和十七年九月二十六日
勅令第六百五十八號

第三條 記念章ハ支那事變遂行ニ關シ特別ノ貢獻ヲ爲シタル者ニ之ヲ
授與ス但シ支那事變從軍記章ヲ授與セラルル者ニハ之ヲ授與セズ

陸亞普第四號

大東亞戰役行賞ニ關シ閣議請議ノ件

昭和十七年一月十日

陸軍大臣 東條英機 團

海軍大臣 嶋田繁太郎 團

大藏大臣 賀屋興宜 團

内閣總理大臣 東條英機 殿

今般大東亞戰役勅發ニ伴ヒ之カ行賞ヲ左記要綱ニ基キ處理スルコトニ
致度理由ヲ具シ茲ニ閣議ヲ請フ

要綱

一 昭和十六年十二月八日ヲ以テ始マリタル大東亞戦役ニ關與シテ
アルモノニ對シテハ新ニ戦役行賞ヲ實施スルコト
二 昭和十五年四月廿九日以後支那事變ニ關與シ功績アル者ノ行賞ハ
之ヲ大東亞戦役ニ關スル功績ニ綜合一括シテ實施スルコト

理 由

大東亞戦役ハ其ノ規模及戦果ニ鑑ミ新ニ行賞ヲ實施スルノ要アルト昭
和十五年四月廿九日以後ノ功績ハ之ヲ大東亞戦役行賞ニ綜合一括シテ
實施スルヲ適當ト認ムルニ由ル

支那事變從軍記章令 改正理由ノ説明

一 支那事變ニ關與シ功績アリタル者ノ中生存者ニハ昭和十五年四月二十九日附ヲ以テ支那事變行賞アリテ同日附ヲ以テ支那事變從軍記章授與セラル。而シテ(イ)昭和十五年四月三十日以後支那事變ニ關與シ功績アリ大東亞戰爭ニモ關與シ功績アル者ニハ兩者ヲ綜合シテ大東亞戰爭行賞トシテ行賞ヲ實施セ(四)昭和十五年四月三十日以後昭和十六年十二月七日迄支那事變ニノミ關與シ功績アル者ニハ支那事變第二次行賞トシテ行賞ヲ實施セルヲ以テ、之ニ照應シ前者ニハ支那事變從軍記章ヲ授與セズ大東亞戰爭從軍記章ノミヲ授與シ、後者ニハ支那事變從軍記章ヲ授與シ得ル如ク措置スルノ要アリ。依テ支那

日附ハ別紙ニ
付訂止メタル
(別紙圖表ハ
定(賜)參照)
官
主査冬事
四月三十日以後
ト日附ヲ附ヘル
ハ行賞員白附
ト爲リ功績期
間ハ天亦ト爲
ル。

奉 獎 從 軍 記 章 令 中 改 正 ヲ 爲 シ 昭 和 十 五 年 四 月 主^{三十九}十 日 以 後 同 令 第 三 條 第 一 項 ノ 各 號 ノ 一 ニ 該 當 ス ル ニ 至 リ タ ル 者 ニ シ テ 大 東 亞 戰 争 從 軍 記 章 ヲ 授 與 セ ラ ル ル モ ノ ニ ハ 之 ヲ 授 與 セ ザ ル 旨 規 定 セ ン ト ス 。

ニ 支 那 事 變 記 念 章 ハ 支 那 事 變 從 軍 記 章 ヲ 授 與 セ ラ ル ル 者 ニ ハ 之 ヲ 授 與 セ ザ ル コ ト、 定 メ タ リ 。（ 支 那 事 變 記 念 章 令 第 三 條 但 書 一 而 シ テ 前 記 ノ 如 ク イ） 昭 和 十 五 年 四 月 主^{三十九}十 日 以 後 支 那 事 變 ニ 關 與 シ 次 イ デ 大 東 亞 戰 争 ニ モ 關 與 シ 功 績 ア ル 者 ニ ハ 將 來 大 東 亞 戰 争 行 賞 ニ 於 テ 一 括 行 實 シ 大 東 亞 戰 争 從 軍 記 章 ノ ミ ヲ 授 與 シ、 昭 和 十 五 年 四 月 主^{三十九}十 日 以 後 支 那 事 變 ニ ノ ミ 關 與 シ 功 績 ア ル 者 ニ ハ 支 那 事 變 從 軍 記 章 ヲ 授 與 ス ル 方 針 ナ ル ヲ 以 テ 之 ト ノ 權 衡 ヲ 圖 ル 爲 昭 和 十 五 年 四 月 主^{三十九}十 日 以 後 支

那事變遂行ニ關シ特別ノ貢獻ヲ爲スニ至リ支那事變記念章ヲ授與セ
ラルベキ者大東亞戰爭從軍記念章ヲ授與セラルトキハ、仍ホ支那事
變從軍記念章ヲ授與セラレタルトキト同ジク之ヲ授與セザル如ク措置
スルノ要アリ。依テ支那事變記念章令中改正ヲ爲シ昭和十五年四月
三十日以後支那事變遂行ニ關シ特別ノ貢獻ヲ爲スニ至リタル者ニシ
テ大東亞戰爭從軍記念章ヲ授與セラル、モノニハ支那事變記念章ヲ授
與セザル旨規定セントス。

初案ハ支那事變記念章令には予に漏れざるものであつたが、斯くは同令の趣意から見ると形式的に直に奇蹟的な
場合を生ずる。即ち支那事變從軍記念章を戴く者は記念章を戴き得ない。従て同記念章を戴かざる者は
令即記念章が渡らるから切角支那事變從軍記念章令に予を加へて支那事變從軍記念章と大東亞
戰爭從軍記念章より重複授与を避けることも却て事變記念章が授与されることは漏れざる。仍て主査
が注意し加へたのである。

附註

法則 古今の事官

大

日

本

府

政

府

一 大東亞戦争の軍需物資の生産

は、支那軍需物資の生産と同文である。注目すべき點を挙げれば

第一、原料は南方資源として多量の生産を確保せられて居るもの

であり、大東亞戦争の記念たらしむるには特に適當なる物資である

と考へらるる。資源種と軟に過ぎはせぬかこの點が多少の懸念を

言へば言ひ得る。即ち、是れも其の表裏として、町重に取掛ふ

物として、此の心配も生じまいと考へる。

其の後、臨時特例、貨物、錫、銅、亜鉛、白金、ニッケル、コバルト、

ニ、中央に大型の華細紗を配したことで、従来の各種工業、**記念章**

が華細紗を配上方に、而も小型に表はしてあるのに比較すると多少

配章としては格が違つて、勤章に近づき過ぎる懸念なきに非ざる

か、(2)従来の記念章記章は、何れも華細紗が配章の一部を成して居る

ものなく、尙に之を除いて見ても、章の形の相似で完全な一の懸

附註は下記の見解を以て、貨物、錫、銅、亜鉛、白金、ニッケル、コバルト、
初めに於ては、合金を以て、貨物、錫、銅、亜鉛、白金、ニッケル、コバルト、
と考へらるる。資源種と軟に過ぎはせぬかこの點が多少の懸念を
言へば言ひ得る。即ち、是れも其の表裏として、町重に取掛ふ
物として、此の心配も生じまいと考へる。
其の後、臨時特例、貨物、錫、銅、亜鉛、白金、ニッケル、コバルト、
ニ、中央に大型の華細紗を配したことで、従来の各種工業、
が華細紗を配上方に、而も小型に表はしてあるのに比較すると多少
配章としては格が違つて、勤章に近づき過ぎる懸念なきに非ざる
か、(2)従来の記念章記章は、何れも華細紗が配章の一部を成して居る
ものなく、尙に之を除いて見ても、章の形の相似で完全な一の懸

別添
追記
参照
下記は甲州
に對する後
明に於て
案に到達したる
経過に付ては右の追記と参照すべし。

大日本帝國政府

（一）
（二）
（三）
（四）
（五）
（六）
（七）
（八）
（九）
（十）
（十一）
（十二）
（十三）
（十四）
（十五）
（十六）
（十七）
（十八）
（十九）
（二十）
（二十一）
（二十二）
（二十三）
（二十四）
（二十五）
（二十六）
（二十七）
（二十八）
（二十九）
（三十）
（三十一）
（三十二）
（三十三）
（三十四）
（三十五）
（三十六）
（三十七）
（三十八）
（三十九）
（四十）
（四十一）
（四十二）
（四十三）
（四十四）
（四十五）
（四十六）
（四十七）
（四十八）
（四十九）
（五十）
（五十一）
（五十二）
（五十三）
（五十四）
（五十五）
（五十六）
（五十七）
（五十八）
（五十九）
（六十）
（六十一）
（六十二）
（六十三）
（六十四）
（六十五）
（六十六）
（六十七）
（六十八）
（六十九）
（七十）
（七十一）
（七十二）
（七十三）
（七十四）
（七十五）
（七十六）
（七十七）
（七十八）
（七十九）
（八十）
（八十一）
（八十二）
（八十三）
（八十四）
（八十五）
（八十六）
（八十七）
（八十八）
（八十九）
（九十）
（九十一）
（九十二）
（九十三）
（九十四）
（九十五）
（九十六）
（九十七）
（九十八）
（九十九）
（一百）

大日本帝國政府

Vertical columns of Japanese text, including the character '外' (foreign) in the middle section.

大日本帝國政府

Vertical columns of Japanese text, likely a list or index, with some characters appearing to be names or titles.

大日本帝國政府

Vertical columns of text, likely a list or index, with several columns separated by lines.

大日本帝國政府

Faint vertical text columns, likely bleed-through from the reverse side of the page.

大日本帝國政府

Faint vertical text columns, likely bleed-through from the reverse side of the page.

大日本帝國政府

記一用字用語先例考

法制局 主査 松本 實官


一「菊御紋」は明、二十七八年、昭和六年乃至九年、支那事變各從軍記章、の他各種記章及記念章に最も多く使用せられて居る語である。例外的に大正三年乃至九年從軍記章には「菊御紋章」とあり又明治三十七八年の大正には「菊及桐ノ御紋章」とある。

二「太刀」の字は前例は無い。金鵄勳章は「劍」である。但し形態は今回の頭^頭（^頭）「クヅツチ」の太刀とは全然異なる。尚大刀は太刀に比して普遍的でないと思はるる。（大正事記は頭椎大刀、生刀生刀と記す。）

三「光線」の字は旭日章、勳章、金鵄に其の五例を見る。異例として「光」一文字那事變從軍記章。「旭光ノ圖」（帝都復興記念章）があるか何れも其の圖の部分には「光線」と表示されたもの現存然として居

大日本帝國政府

らぬ。今回のものは正しく「光線」である。

四 今回の大刀の如き配置に在る場合は「交叉シタル圖」(明、二十七八年、二十七八年従軍記章の如し)又は「交契」(大正三年乃至九年の如し)の如き規定形式を採るのが普通である。支那事變従軍記章には此の如き表示が無いが是は嚴格な意味で交叉して居らぬ。今回のものは交叉點上に菊御紋があるので同じく交叉の字を避くるを可と見るべきであらうか。

五 「櫻花」の用例は枚舉に遑が無い。(一例は戦捷記章)唯今回の如き圖形は若し卽ちの記念章の類の場合ならば「輪廓内に櫻花の圖を鑲出し」とも表示すべき所であらう。輪廓の語、従軍記章以外のものには多々見ゆる(例、昭和典禮、國勢調査)が従軍記章には例がない。

大日本帝國政府

今回のものも前車是の如きから此の先例を引つたといふべきであらう。

六「船」の字は全鴉、明治三十七八年、昭和六九年に現れて居り例外なく上邊を附する。尙明治三十七八年には「船ヲ置キタル圖」とある。

今回の加き形像が「圖」と言ひ得るやに付て考ふるに昭和六九年の裏面には「旗形ヲ置キ、旗形ノ中ニ、ノ文字ヲ識ス」とありて今回のものも此の例を引へば旗形を踏出し其の中に大東亞戦争の五字を識すと規定するのち一案であると思はるるが上掲の「旗形」の場合には凸面と爲つて居り今回の旗の形像は之に反して實物が凹面で表さるるので前例と異ると謂ふのが實地局の證明である。果して如何なものであらうか。只例へば戦捷記章の裏面に付ては「櫻花ノ圖、ヲ表シ」と

大日本帝國政府

爲つて居るが是も嚴格論をすれば上級の例を沿つて「櫻花形ヲ置キ」
として不可なきが如くもいはるるので要するに此の邊の區別は餘り
嚴格な觀念があるとも思はれぬ。仍て姑し原案に服する。

七飾版には「日條燕」の圖を鑄出するのが殆ど從軍記章の凡てに通ずる
例であるが今回は古代各種の玉の圖を鑄出する。支那專權從軍記章の
場合には「表面及裏面」共に圖を鑄出したのであるが今回のものは裏
面には圖を設けて居らぬので「表面」のみ圖を鑄出する旨規定して
居る。格、玉の中管玉及丸玉は前例がない。然るに「まがたま」は初
案「勾玉」とありたるも文化勳章に先例として「曲玉」とあるので終

（古事記は勾玉。案は之を前例通に修正した。用字としては或は「勾玉」が可であるか
し記す。）

（文部省編纂部も知れない。然し曲玉の用字も古典に見ゆる所で既に文化勳章に於て
固史記説り評答、場合は曲玉、
歌うまは、ひびき玉）

大日本帝國政府

此の字を用ひたので用紙に渉るを避くるの意は之を採つたのである。

八「鑄出」の文字は従軍記章の外なく用ふる所。同様の場合に従軍記章以外の記念章記章は「圖ヲ表ス」と表示する。今回も此の前例を踏襲して置く。其の區別は必ずしも明かではない。

九級の配色中「鵜色」の字は前例が無い。「納戸色」、「濃桔梗色」は共に支那事變従軍記章に先例があり又「萌黄」の字は海軍服制中第二條法務料の識別線に其の先例がある。

以上

○ 鴉ひねいろ

色

light green (pale)

榊芽緑

和田三造編

色名繪鑑

一四五頁

参考

といふ鳥の羽色に似たる色をいふ萌黄のなほ黄味多きものなり。
服飾圖鑑云。ひね色之を黄木賊ともいふ。

○ もえぎいろ

萌木 (*light green*)

同

一六四頁

色彩
細説

純綠色より少しく黄味強き鮮麗なる色にしてひわいろよりは黄味少く、青竹色よりは黄味多き濃色とまで行かざる明き色なり。但し色及び字義の解釋古來諸説あり。

萌木、萌葱、萌黄、皆此の色を稱するなり。

貞翁隨筆云。もえぎといふは春の頃、木の葉のもえ出る時の色なり。

されば萌木と書くなり、萌黄色と書くはあやまりなり、又若みどりとも言ふ濃くなりたるを深みどりと云々。

貞丈雜記云。淺黄色は禮記に桑葉初めて生ずるの色也。所詮草木の

新葉の世は若木にして白る葉は青と知るへし云々。こゝに若木、若
葉、淺黄、淺青、幼葉は若葉引、中百箇言正以來の同様に於て甲
乙級決せざるか如し。然し諸説を總括するに淺黄は支那に於て古く
より用ひられ桑葉、初生之色也と稱然たる解釋あり。
説文曰。細ハ若ノ淺黄也。釋名曰。桑也。如桑葉初生之色也。即
ち綠黄の薄きもの、この淺黄に對して少しく濃き黃綠色を若黄と書
くも若木と記すも別々に誤りなりといふを得ず、只淺黄色は本邦に於
ては昔より青の類を帶べる若葉を指していへるものから、自ら支
那に於ける若葉と色相を異にし、若に淺黄と記すを誤を得たるもの
となす。右の説に依りて按ずるに、淺黄は藍の薄き色に近き綠青色
をさしていひ若黄、若木は木の葉の萌え出でたる如き綠を起へて黃
にかたむける色をさしていひ、支那の淺黄は若木の薄く若黄味の多
きを指していひ、華品親王の袍の色に用ふる淺黄は字義の通り薄き
黄にして若葉の色には非ず。

萌葱に至つては、葱の葉の色を萌黄色に近しと見る説は或は古葉を
いへるものか。

唯本書は古來萌黄、萌木の區別に於て萌木説多きを以てもえぎを萌
木と記せるなり。

○^多わかくさいろ

若草色 (*yellow green*)

同

一七八頁

黄綠色をいふ。草色より黄味多く萌木の薄き色なり。

「わかしようぶ」(若菖蒲) 中古服装の一、表は青裏は薄青又、表
は薄紅、裏に青。夏着用(雜抄若)

○なんどいろ

納戸色 (*navy blue*)

同

一二三頁

緑青色をいふ。あさぎいろより青味あり、藍色より緑に傾きたる色
におなんどいろともいひ、藤色と共に婦人の服色に好んで用ひらる
従つて其種類多く藤納戸、桔梗納戸、藍納戸、鐵納戸、納戸鼠等あ

り。

○ さきやういろ

桔梗色 (*Small Blue*)

同

五五頁

青色を帯びたる紫色なり。桔梗の花の色に似たるを以てこの名あり。又桔梗紫といふあり、この色の紫がゝれるをいふ。紫色の一なり。又桔梗納戸色あり、納戸の紫がかれるものをいふと。

東洋館博物館長高橋徳自著
國學院大學
高橋徳自著
賞與高稿

參考三〇上古ノ遺物ニハ一刃ナルモノト兩刃ナルモノトアリ、予ハ普通ノ名

圖案ノ部 稱ニ從ツテ一刃ナルヲ刀トイヒ、兩刃ナルヲ劔トイフナリ。

「古事記」ニ伊弉諾尊ノ道具土神ヲ習リ給フ時、用ヒシ太刀ヲ「十

拳劔」ト記シ、次ニ「其劔刀」ト記セリ。

又阿彌志貴高日子根神カ喪屢ヲ斬伏セタル條ニ、「其^持所切大刀名

額大置亦名額神度劔」トアリ。

是等ノ例ニヨレバ、刀劔ノ二字ハ共通ニ用ヒラレタルモノニシテ、

其ノ間ニサシタル形體上ノ差別ナカリシヲ知ルベシ。然レドモ「和

名抄」ニ四聲字云、似劔而一刃曰刀大刀太知似刀而兩刃曰劔小刀賀太奈所今

案増家トアレバ、予ハ中古以後ノ名稱ニ從ヒ、一カナルヲ刀ト稱シ

得是也

細説

精製ナルヲ得、得シ更ニ刀ノ大ナルヲ大力、小ナルヲ刀子ト記シ以テ叙述ニ便セントス。

(前掲第二編第一頁及初ノ名稱及其ノ部分一二五—一二六頁)

○柄頭 柄頭ノ遺存セルモノハスベテ金製ニシテ金即チ銅ニ鍍金シタルモノ多ク、鐵、銀、青銅等ヨリ成レルモノアリ、今形狀ニヨリテ分類スレバ左ノ六種アリ。

一 頭椎式、鼻百ノ如ク、頭ノ尖レル部分ヲ下ニシテ稍傾ケタル如キ塊狀ヲ成セルモノニシテ、必兩側面ニ貫通セル孔アリ、コレ目釘孔ニアラス、頭貫ノ緒ヲツクベキ装置ニシテ、後世ノ大刀ナラバ結金トイフトコロナリ、コノ種ノ柄頭ニハ必切羽及ヒ縁アリテ之ニ附屬シ内部ニ多ク麻布ヲ填充シ、蓋ニハ木屑ヲ

元セルモアリ。

如種式納頭ハ種ネ金銀ニシテ一、二ニ示ス如ク其ノ面凹凸アリ
テ種狀ヲ集スヲ常トスレドモ、三ノ如ク鍍製ニシテ凹凸ナリ、
而モ銀鍍試ヲ施シタルモアリ。

三 圭頭式 説明略

四 圓頭式 同 右

五 方頭式 同 右

六 厥手式 同 右

七 環頭式 同 右

(前掲第三章刀劍器具柄頭一四四—一四八頁)

○玉ノ種類（形状） 従来所用ノ玉ノ名稱ハ一定ノ標準ナク、或ハ形
状ニヨリテ均玉、官玉トイヒ或ハ材質ニヨリテ琥珀玉トイヒ、或ハ
色ニヨリテ珊瑚玉トイヒ、或ハ形状ニヨリテ瑠璃玉、雁不玉トイヒ、
或ハ表面ノ形容ニヨリテ「ムシノス」トイヘルナド、各方面ヨリ各
名セラレタル慣用語ナリ、サレド是等ノ名稱ノ下ニ玉類ヲ分類セン
ハ科學的見地ニ對シテ不適合ヲ免レズ。故ニ予ハ之ヲ分類スルニ形
状ヲ以テアシ、次に材質名ヲ冠シ、更に必要アレバ色彩模樣ヲ其ノ上
ニ冠スルコト、シタリ。今形状ニ依ル分類ヲ表示スレバ左ノ如シ。
但シ從來ノ慣用語ハ成ルベク之ヲ用ヒタレド近^紅所ニ發見セラレタ
ルモノハ付ニ新名稱ヲ付シタリ。

一均玉 長クシテ圓セル玉ニシテ多少扁平ナル類アリ（第百十

三圖乃至第百十八圖

一官玉 圓筒状ヲ成シ、蓋ノ面ヲ燧ク切リタル如キモノ（第百十

二圖乃至第百二十五圖）

一白玉 官玉ノ蓋メテ燧キ形ニシテ長直徑ニ連セズ（第百二十六

圖）

一切子玉 兵連ノ底面ヲ有セル圓蓋多角蓋或ハ圓蓋ニシテ、一

見南子ノ切子ニ似タリ（第百二十七圖及百二十八圖）

一最玉 長キ切子玉ノ使用ヲ去リタル如キ形ニシテ最貴ニ以タリ

（第百三十三圖）

一丸玉 球状ヲ成セルモノ（第百三十五圖乃至第百四十一圖）

一寶柑玉 丸玉ノ側面或ハ凹蓋アリ寶柑或ハ兩瓜ニ以タルヲイフ

(第百十二圖)

八山 掩玉 其底細平直ノ形同流ノ様アリテ山掩ノ實ニ似タルヲイ

フ(第百十三圖)

六平玉 凡玉ヲ兩開面ヨリ観シツブシタル如キ扁平ナル玉(第百

四十四圖)

一〇小玉 凡クシテ少キ玉

(前巻第三篇玉第一草玉ノ註頁(形状一七〇ハ一七八)頁)

○勾玉 玉類中故著名ナルハ勾玉ナリ。八坂瓊勾玉ヲ始メ、勾玉ニ關
スル記載ハ後カ古史ニ雜々見ルトコロナリ。勾玉ノ形状ハ詳細ニ載
セバ其ノ類々アレドモ、重要ナルモノヲ舉グレバ第百十三圖乃
至第百十八圖ニ示スガ如シ。第百十六圖ハ故首題ノ形ナリ。第百十

五圓ハ頭部ヨリ孔ニカケテ二深ノ刻線アリ之ヲ丁^字戾^{トイフ}。時トシテハ取石ヲ切リテ作リシ如ク、細部ノミ曲線ヲナシ、兩面殆ト平カナルモアリ。第十九圖ハ一見石器時代ノ遺物ノ如キ粗製ナリ。コハ兩畿關東被郡共和村大字小松原ニテ刀鋸身斧等ノ鐵器ト共ニ發見セラレタルモノニシテ、決シテ石器時代ノモノニアラス正ニ找ガ祖先ニヨリテ使用セラレシモノナリ、第百二十圖ハ新月形ヲナシ兩面平ニ、孔ハ中央ニアリ。(一經中國編設郡西五位村大字馬場發見東京帝國博物館藏)

而シテ兩白二十一圖ニ至リテハ水晶^品ノ結晶^品體ノ根ノ方ニ孔ヲ穿ケテ其ノマ、用ヒタルモノナレバ、其ノ形彙モ彎曲セルトコロナク、勾玉トイハンヨリ口直玉ト名ヅクベキ是ナレド、勾玉ノ原始的形態

ヲ考察スルニ最切ナルモノナレバ、（下巻）北
相馬郡山王村發見東洋至博物福志（一）。勾玉ガ何ガ故ニ此ノ如キ形ニ
作ラレシカ、コレガ起源ヲ考フルハ趣味深キ問題ナリ。コハ理學博
士坪井正五郎氏ノ夙ニ唱道セラレタルトコロニシテモト勸物ノ爪牙
ニ孔ヲ穿ケ祖ヲ實キテ身體ノ裝飾トセシニ起リシコト既ニ新界ノ定
説タリ。佛國ノ古墳ヨリ獸牙ノ根部ニ孔アルモノ、發見アリシコト
同博士ノロンドン通信中ニ見エタリ。未開時代ニ於テ狩獵ニヨリ獲
タル獸類ノ爪牙ヲ裝飾トセシ遺風ノ、古來武ヲ尚ベル日本民族ノ同
ニ傳ハリシモ偶然ナラザルベシ。蠻族ノ衣食ニ爪牙裝飾ノ遺風ノ例
存セルハ、近ク夜ガ蟲生番ノ土俗品ニモ備スベシ。勿論日本民族
ガ此ノ獸牙ニ占居スルニ至リシ頃ハ、爪牙ヲ連綴シテ兵ノマ、裝飾

スルガ如キ野蠻ナル風俗庶管厭惡ニ懷息セズト雖モ、當初何等カノ
關係ニヨリテ如上ノ愛酌意風ヲ繼承セシコト疑ナク、シカモ我ガ優
秀ナル國民性ハ此ノ不快ナル風俗ヲ美化シテ優ニ我ガ服飾史ノ巻頭
ヲ飾ルニ足ルベキ玉石ノ美シキ勾玉ノ統ヲ愛用シタリ。勾玉ノ形狀
及ビ起源所クノ如シ。然レドモ米ダ爾ケザリシ時代ニアリテハ、所
謂亂上ノ學問ニシテ且ニ文字ノミニヨリテ論議シ、遺物ノ研究極メ
テ幼稚ナリシカバ爾時ノ國學者ノ如キ致テ甚シキ幽僻ヲ下シタルコ
トアリキ。古事記傳十五ニ、(以下省略)

トテ本居宣長翁モ之ヲ賞シ、平田篤胤翁モマタ比ノ説ヲ^紹論述セリ。
然レドモ勾玉ノ出レル形ハ上古ノ邦人ノ遺物ニ於テ實見シ得ラル、
ノミテラス古史ノ記載ノ上ニモ著明アルナリ。「神皇正統記」ニ、
素戔

ノ伊既ノ蘇王ノ祖五十連乎、天皇ヲ尋連セシ時、實不ノ上甲下ノ衣
ニ玉ト號ト勅ヲ賜ケ之ヲ獻シテ

臣敢所以獻進物者、天皇知八尺張之弓以出妙御乎。

且如曰爾地以分列^右竹山川海泉。乃提^左十種朝平天下矣。

ト奏メシコト死ユ。即チコレ上古日本民俗ガ如河ニ多ク勾玉ニ於ケ
ル曲^カ天^ノ物^ヲ知^ルメシカラカ祭スヘキ有力ナル物ニ非ズヤ。

勾玉ノ大サハ子母玉トイヘル一^種ノ物ヲ採キテ如例一寸バカリ
ニシテ、得ニ大ナルハ二寸ヲ越エタルモアリ、得ニ少ナルハ道ニ二
三分ヲ出デナルモノアリ。

大ニ勾玉ノ實ニツキ越フレバ、其ノ氣極々アレドモ、坂場堀取多ク
古玉之ニ次ギ、青石、紅瑪瑙マタ之ニ次ギ、琥珀玉、花紋若、白石、服

眞玉、玻璃寺ノ外土、琥珀、金銀刺等類ニ存ス。

(前掲 第四卷各論 甲勾玉一八八頁―一九二頁)

○官玉 官玉ハ各地ノ古墳ヨリ發見セラル、コト其ノ例多ク、勾玉ニツギテ番シキ玉ナリ。長サ一寸、徑二分バカリヲ通例トスレドモ稀ニハ長サ三寸ニ達セルモノアリ、稀ニ少ナルハ長サ僅カニ二分、徑マタ之ニ過ヘルアリ。眞ハ十中九迄碧玉岩ナリ。水晶、琥珀、紅瑪瑙、玻璃、磁器等マタ任々發見セラル。

コノ玉ノ起原ヲ見ルニ、其ノ起原ハ蓋竹管ナルベシ。其ノ多數ガ綠深キ碧玉岩ヨリ成ルモマタ此ノ關係ヲ示スニ以タリ。琉球諸島ニテハ固キ竹管ヲ番ニ賣キテ以テニ懸クル風習アリ、彼ノ地ニテコノ竹管ヲ「竹珠」或ハ「ハケダマ」トイフヨシニテ、古ハ竹珠ノ間ニ勾玉

ヲモ父ヘテ用ヒタリトイフ（鳥書體取東京人類學雜誌第九十六號）。
伊勢地方ニア行官ヲ選擧シテ牛ノ尻ニ用ヒツ、アルモマタ齋考ニ
スベシ。新學香中ニハ、瑞穂ノ官玉ハ亦ク水晶ノハ證明ナレバ行官
起原説ヘ不可ナリトイフ言アレド既ニ勾玉ニ極々ノ巴アレドモ爪
起原説ノ公認セラル、且ク、符ニ少キ物合ヲ圖家トシテ形ノ起原ヲ
云局スルハ其圖トイハザルヲ得ザルナリ。

古輿ヲ采ズルニ「竹玉」ノ語所々見ユ。「萬葉集」卷三ニ

久方の大の原より、生れきたる、神の命、吳山の、賢木の伎に、白
香付、木綿とりかけて、着べを、忌ひ穿居ゑ、竹玉を繫々に貫きた
れー！枕邊に着べをすゑ、竹玉を、間なく貫き着れー！ナドアル「竹
玉」ハ唯フニ管玉式ハ白玉ノ類ヲイヒシナルベシ。

（前掲第三篇玉 第四章各圖乙一九三—一九五頁）

○丸玉 コ、ニ凡玉トイフハ必シモ正シキ球ニ非ズ、大略圓キヲ謂フナリ。

而シテソノ多クハ汝サ直径ニ及バズ。大キサハ四五分許リナリ（第百三十五圖乃至第百三十八圖）。二分ノ小ナルハ倭文ニ感ブベキ小玉ノ中ニ屬スベシ。實ハ何レヲ多シトモ定メ難シ。吾人ノ實珠見ニヨレバ、碧玉岩、玉髓、紅瑪瑙、水晶、琥珀、玳瑁、金、銀、銅等アリ、玻璃瑠璃中ニハ二種以上ノ色ニテ模様ヲ表セルモアリ。瑠璃中ニ淺青色ノ斑紋アリ。或ハ青色中ニ黃色ノ斑紋アルアリ。世ニ瑠璃王ト稱スルモノ是ナリ（第百四十圖参照）。マタ蠟流ノ如ク極不模様ヲ表セルモアリ、所謂木玉是ナリ（第百三十九圖）。金銀、銅ノ玉ハ内部破不空ナリ。（前掲 己丸玉 一九九頁—二〇〇頁）

○玉敷 看装ノ状態

木内石學「曲玉用器」伴信友「神名後考證」ニ収スルトコロノ「到
馬國住百神社曲玉圖」ハ上古ノ式ヲ傳ヘタルモノニ非ズ。然ラバ其
ノ連續狀態ハ何ニ據リテ知り得ベキヤトイフニ、必ヤ埴輪土偶ノ研
究ニ據ラザルベカラズ。然レドモ埴輪土偶ハ其ノ性質上其ノ性質ニ
服飾上ノ細部ヲ表スコト稍難ナラス、其ノ表サレタル人物モサマデ
高貴ニアラザルベケレバ、上流社會ニ在リテハ一層意ヲ用ヒテ服飾
ヲ加ヘタルコトヲ認メザルベカラザルナリ。

埴輪ノ研究ニ當スルニ男女共看装セシモノニシテ主トシテ頭部及手
首ニ着ケ仕々結髮ノ飾ニモ用ヒラレタリ。頭部ノ飾ハ古史ニ「頭玉」
トイフモノ、手首ノ「手玉」トイフモノ是ナリ。頭玉ノ始メテ國史

(附 錄 第 三 編 第 二 章 玉 冠 表 / 狀 形 二 一 二 一 三 一 八 頁)

ニ見エタルハ「古事記」ニ伊弉^{那岐命}天照大神ニ之ヲ夜ケ贈ヒ
シ諫ナリ。今瓊^輪ニ付キ之ヲ取スルニ、内体ニ被シテ懸ケラレタル
モノ多ケレドモ、露ノ外ニ懸ケタルモアリ、甲冑^用ノ露ニモナホ
之ヲ懸ケタルアリ、次ニ玉ノ類ノ單^複ヲ取スルニ二玉ナルモアリ一
文字ニ改ヘル外此ノ類ビ目ノ如キ者ヲ表ハセルアリ。背面ノ頂ニ結
ビ目ノ如アルモアリ。更ニ各一邊ニ付如何ナル玉ガ懸^取セラレシカ
ヲ取スルニ普通ハ同大ノ凡玉ヲ密接シタルモノ多ク、然ラズンバ同
様ノ玉ヲ取ル間同ヲ取キテ配セルヲ常トス。凡玉ノ密接セル如ク見
ユルハ必ズ凡玉ノミニハアラテ目^餘ノ玉モ交レルベク同類ヲ取キタ
ルハ小玉ヲ取シタルニテモアラム。然レドモ勾玉、管玉ヲ交互ニ懸
ネタルヲ明ニ認メ得ベキモノモ任々アリ。以下省^す。

一、大東亞戰爭從軍記章令
一、支那事變從軍記章令及支那事變記念章令中改正件
右別紙ノ通本院ニ於テ決議上奏候條此段
及通牒候也

昭和十九年六月十四日

樞密院議長原 嘉道

内閣總理大臣東條英機殿

一大東亞戰爭從軍記章令
一支那事變從軍記章令及支那事變記念
章令中改正ノ件

臣等右二件諮詢ノ命ヲ恪ミ本月十四日ヲ以テ
審議ヲ盡シ之ヲ可決セリ乃チ謹テ上奏シ
更ニ

聖明ノ採擇ヲ仰ク

昭和十九年六月十四日

樞密院議長臣原嘉道

勅令第

號

大東亞戰爭從軍記念章

第一條 大東亞戰爭記念ノ表章トシテ特ニ從軍記念章ヲ設ク

第二條 從軍記念ノ圖式左ノ如シ

一 鍍金形徑三釐トシ表面ニ菊御紋、太刀、光線及櫻花ノ圖

ヲ鑲出シ裏面ニ幅ノ圖ヲ鑲出シ大東亞戰爭ノ五字ヲ鑲ス

飾版 鍍金トシ表面ニ從軍記念ノ四字ヲ鑲ス

紐 鍍金トシ裏面ニ曲玉、等玉及丸玉ノ圖ヲ鑲出ス

表 鍍金幅三釐六粒トシ中央鍍金、其ノ左右内側ヨリ各特賣

色、純白色、邊に藍色トス

従軍記章ハ級ヲ用ヒテ左助ニ佩ブ

第三條 従軍記章ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ之ヲ授與ス

一 戦地ニ在リテ軍務ニ従事シ又ハ軍事ニ關スル特別ノ任務ヲ受ケテ戦地ニ往復シタル陸海軍軍人軍醫及文官

二 戦地ニ臨マザルモ動員部隊若ハ戦争ノ爲臨時編成シタル部隊ニ編入セラレ又ハ戦争ニ關スル軍務ニ従事シタル陸海軍軍人軍醫

三 戦争ニ關スル軍務ニ従事シタル陸海軍官用船舶又ハ病院船ノ乗組船員

四 陸海軍官憲ノ監督ヲ受ケ戦争ニ關スル傷病者ノ救護ニ従事シ

タル者

前項各號ノ一ニ該當スル者ト雖モ其ノ業務ノ種類及功績ノ程度ニ依リ従軍記章ヲ授與セザルコトアルベシ

第四條 戦争ニ關スル軍務ヲ幫助シ時ニ功績アル者又ハ許可ヲ得テ従軍シタル者ニハ時ニ従軍記章ヲ授與スルコトアルベシ

第五條 禁錮以上ノ刑ニ處セラル者ニハ従軍記章ヲ授與セズ但シ刑ノ執行ヲ猶豫セラレタル者及陸軍刑法又ハ海軍刑法ニ依リ一年未滿ノ禁錮ノ刑ニ處セラレタル者ニハ其ノ情狀ニ依リ之ヲ授與スルコトアルベシ

第六條 懲戒ノ裁判又ハ處分ニ依リ免官又ハ免職セラレタル者ニハ

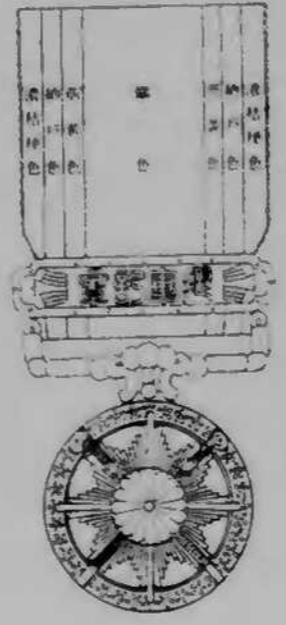
從軍記念章ヲ授與セズ但シ其ノ格狀ニ依リ之ヲ授與スルコトマシム
シ

第七條 前二條ノ規定ハ、皇軍、海軍又ハ陸軍ノ後三條又ハ第四條
ノ規定ニ該當スル者ニ付テハ之ヲ適用セズ

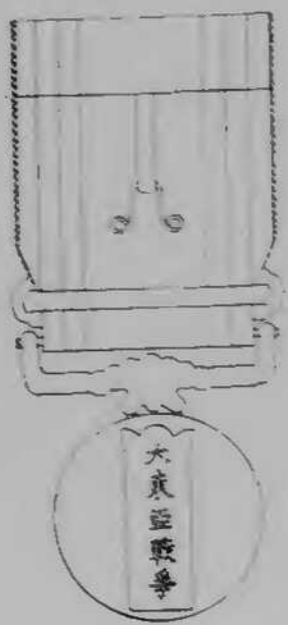
第八條 從軍記念章ヲ授與セラルベキ者ニ付シテハ其ノ授與前死亡シ
クルトキト雖モ仍之ヲ授與ス

第九條 從軍記念章ハ本人ニ限り終身之ヲ佩用シ遺族之ヲ保存スルコ
トヲ許ス

大東亞戰爭從軍記念章ノ圖



表



裏

勅令第

號

第一條 支那事變並南洋軍令中左ノ通改正ス

第三條 第一節中一之ヲ變更スルノ下ニ「且シ昭和十五年四月二十

九日以後左ノ各號ノ一ニ該當スレニ至リタル者ニシテ大東亞戰爭

終結後ノ各號ノ一ニ該當スレモノニハ之ヲ變更セズ」ヲ加フ

第二條 支那事變並南洋軍令中左ノ通改正ス

第三條 並書ヲ左ノ如ク改ム

一 支那事變並南洋軍令中左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニハ之ヲ變更セズ

一 支那事變並南洋軍令中左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニハ之ヲ變更セズ

二 昭和十五年四月二十九日以後支那事變並南洋軍令中左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニハ之ヲ變更セズ

Handwritten text in vertical columns, likely bleed-through from the reverse side of the page. The text is faint and difficult to decipher.

Faint, illegible text on the left page, possibly bleed-through from the reverse side.

Faint, illegible text on the right page, possibly bleed-through from the reverse side.

Faint, illegible text on the left page, possibly bleed-through from the reverse side.

Faint, illegible text on the right page, possibly bleed-through from the reverse side.

Faint, illegible text on the left page, possibly bleed-through from the reverse side.

Faint, illegible text on the right page, possibly bleed-through from the reverse side.

大東亞戰爭從軍記章令關係資料

(下略)

大日本帝國政府

目次

- 一 大東亞戰爭從軍記章令案竝^ニ支那事變從軍記章令及支那事變記念章令中改正案^ニ關スル說明
- 二 大東亞戰爭從軍記章令案
- 三 支那事變從軍記章令及支那事變記念章令中改正案
- 四 支那事變從軍記章令
- 五 支那事變記念章令
- 六 項目別說明
- 七 各從軍記章圖式調
- 八 各從軍記章令授與範圍調

(國定規格B5 23×31.5cm)

(一) 大東亞戰爭従軍記章令案竝に支那事變従軍記章令及支那事變記念章令中改正案に關する説明

大東亞戰爭は、開戦以來既に二年有半を経まして、死歿者にして行賞の恩命に浴しました者も八萬人に達して居ります。仍て、從來の戦役事變の例に倣ひ、大東亞戰爭従軍記章の御制定を御願申し度いと存ずる次第で御座います。

先づ、従軍記章の名稱は、戦争の呼稱に關する閣議決定に基きまして、大東亞戦争従軍記章と致しました。次に、章の圖式は、畏くも御紋章に、八方の光線を配しまして、あめがしたのもの、悉く御稜威に浴する意義を表はし、更に、太刀を以て陸海軍を、櫻花を以て將卒の忠勇を表はし、併せて、忠勇なる陸海軍將卒が、戦争に従事せることを示し、裏面は、楯に大東亞戦争の文字を識すること致しました。鈕の表面は、曲玉管玉丸玉を連ねた圖と致し、飾

大日本帝國政府

版には従軍記事なる文字を識します。綴は織地幅三釵六耗中央發^ヒ色其の左右内側より各肋黃色、納戸色、濃桔梗色とし、しやうぶ（菖蒲、尙武）の色を表すことに致しました。記事の材料に就きましては、従來は、主として、銅を用ひましたか銅は戰時下軍需品として重要でありますので、此の度は銅を以て之に充て度いと考へて居るので御座います。

扱、従軍記事の授與の範圍に就きましては、先の昭和六年乃至九年事變及支那事變の各従軍記事に於けると同様に

第一は(一)戰地に在りて従軍致し、又は、軍務に依り戰地に往復致しましたる軍人軍屬及文官(二)戰地には應まなくとも、戰爭の爲編成せられたる部隊に編入せられ、又は戰爭に關する軍務に従軍致しましたる軍人軍屬(三)戰爭に關する軍務に従軍致しましたる陸海軍官用船舶又は病院船の乗組員(四)陸

大日本帝國政府

海軍の監督の下に、戦傷病者の救護に従事したる者には當然之を授與^{せらる}立前をとり

第二は、軍務を補助し、特に功績ある者又は、許可を得て従軍致した者には、場合に依り之を授與^{せらる}こととに^仰度いと存するので御座います。

尙、從來前述の第一に該當する者の中、「備役人夫ノ類又ハ之ニ準ズベキ下級船員等ニ在リテハ特殊ノ軍務ニ服シ且功績アル者ニ非ザレバ従軍記章ヲ授與セズ」と致し、業務の種類に依つては、功績が無ければ、従軍記章を授與^{せらる}ざる旨の規定が御座います。此、度も此の方針で参り度いと存じますが、何分にも、其の用語は總力戦下の今日觀方に依りまして稍適當でないと思はれる節も御座いますので、此の表現を改めまして、前述の第一に該當する者でありまして、先づ、其の業務の種類を見、次に功績の程度を

大日本帝國政府

斟酌致しまして、従軍記章を授與せない場合がある趣旨の規定と致し度いと存ずるので御座います。

而して豫算資料其の他の準備に付きましては、差し當り、大東亞戦争従軍記章の授與人員六百萬人以上と推定致し、用意致し居る次第で御座います。尙大東亞戦争従軍記章令を御制定願ひましたるときは、之に伴ひまして、支那事變従軍記章令及支那事變記念章令に付き必要なる改正をも御許し願ひ度いと存じます。即ち

一 支那事變行賞の發令日、昭和十五年四月二十九日以後、支那事變、大東亞戦争の兩者に關與して功績ある者は、兩者を綜合一括して、大東亞戦争行賞を實施致す方針で御座いますので、之に照應致し、右の者には、大東亞戦争従軍記章のみを授與するが適當と存せられます。従ひまして、昭和十五年

大日本帝國政府

四月二十九日以後、從軍するに至りました者で、將來、大東亞戰爭從軍記章を授與せらるる者には、支那事變從軍記章は之を授與せざる様に、支那事變從軍記章令中改正を教^仰度く存じて居ります。

支那事變記念章に於きましても、同記章は、支那事變從軍記章を授與せらるる者には、之を授與せざること、相成つて居りますので、昭和十五年四月二十九日以後、甫^{なほ}めて、支那事變の遂行に關し、特別の貢獻を爲すに至つた者が、前述の行實方針に依り、大東亞戰爭從軍記章を授與せらるる場合には、仍^{なほ}支那事變從軍記章を授與せらるる場合と、取扱を等しく致し、支那事變記念章を授與せざる旨の改正を、支那事變記念章令に付て、教^仰度いと存ずる次第で御座います。

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ大東亞戰爭從軍記念章ヲ設可シ茲ニ之ヲ公布
セシム

御名 御 號

昭和 年 月 日

内 閣 總 理 大 臣

勅令第 號

大東亞戰爭從軍記念章

第一條 大東亞戰爭記念ノ表彰トシテ特ニ從軍記念章ヲ設ク

第二條 從軍記念ノ圖式左ノ如シ

章 端圓形徑三釐トシ表面ニ菊御紋、太刀、光線及櫻花ノ圖ヲ

鑄出シ裏面ニ楯ノ圖ヲ鑄出シ大東亞戦争ノ五字ヲ識ス

飾版 錫トシ表面ニ從軍記章ノ四字ヲ識ス

鈕 錫トシ表面ニ曲玉、管玉及丸玉ノ圖ヲ鑄出ス

綬 織地幅三釵六耗トシ中央鴉色、其ノ左右内側ヨリ各萌黄色、

納戸色、濃桔梗色トス

從軍記章ハ綬ヲ用ヒテ左肋ニ佩ブ

第三條 從軍記章ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ之ヲ授與ス

一 戦地ニ在リテ軍務ニ從事シ又ハ軍事ニ關スル特別ノ任務ヲ受ケテ戦地ニ往復シタル陸海軍軍人軍屬及文官

二 戦地ニ臨マザルモ動員部隊若ハ戦争ノ爲臨時編成シタル部隊ニ

編入セラレ又ハ戦争ニ關スル軍務ニ從事シタル陸海軍軍人軍屬

三 戦争ニ關スル軍務ニ從事シタル陸海軍官用船舶又ハ病院船ノ乗

組船員

四 陸海軍官憲ノ監督ヲ受ケ戦争ニ關スル傷病者ノ救護ニ從事シタル者

前項各號ノ一ニ該當スル者ト雖モ其ノ業務ノ種類及功績ノ程度ニ依リ從軍記章ヲ授與セザルコトアルベシ

第四條 戦争ニ關スル軍務ヲ補助シ特ニ功績アル者又ハ許可ヲ得テ從軍シタル者ニハ特ニ從軍記章ヲ授與スルコトアルベシ

第五條 禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者ニハ從軍記章ヲ授與セズ但シ

刑ノ執行ヲ猶豫セラレタル者及陸軍刑法又ハ海軍刑法ニ依リ一年未
 滿ノ禁錮ノ刑ニ處セラレタル者ニハ其ノ情狀ニ依リ之ヲ授與スルコ
 トアルベシ

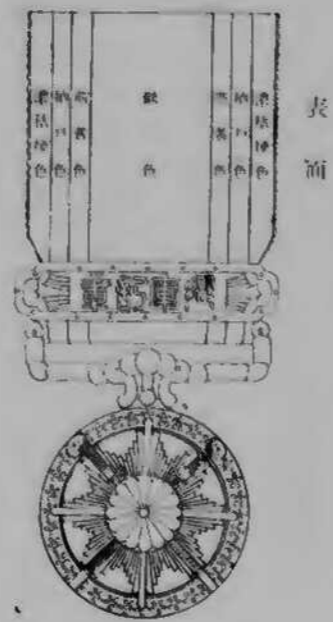
第六條 懲戒ノ裁判又ハ處分ニ依リ免官又ハ免職セラレタル者ニハ從
 軍記章ヲ授與セズ但シ其ノ情狀ニ依リ之ヲ授與スルコトアルベシ

第七條 前二條ノ規定ハ處刑、免官又ハ免職ノ後第三條又ハ第四條ノ
 規定ニ該當スル者ニ付テハ之ヲ適用セズ

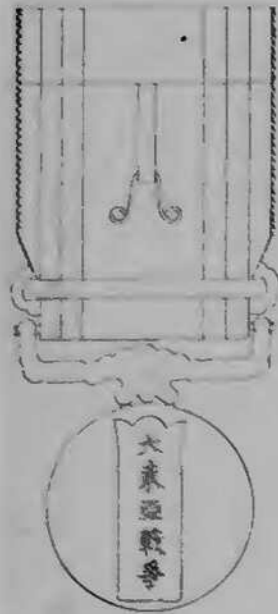
第八條 從軍記章ヲ授與セラルベキ者ニ對シテハ其ノ授與前死亡シタ
 ルトキト雖モ仍之ヲ授與ス

第九條 從軍記章ハ本人ニ限り終身之ヲ佩用シ遺族之ヲ保存スルコト
 ヲ許ス

大東亞戰爭從軍記章ノ圖



表面



裏面

理由

大隈親軍ニ付從軍シ又ハ軍事ニ關シ功績アル者ニ對シ從軍記章ヲ授與スルノ必要アルニ依ル

陸軍省領土ノ部訓ヲ修テ支那事變紀念章令中改正ノ旨ヲ敷明シ茲ニ之ヲ公布セシム

題名 勅令

昭和 年 月 日

内閣總理大臣

勅令

第一條 支那事變紀念章令中改正ス

第二條 第一項中「之ヲ授給ス」ノ下ニ「但シ昭和十五年四月二十九日以前ノ各級ノ一ニ至リタル者ニシテ大東亞戦争従軍記者ヲ授給セラルモノニハ之ヲ授與セズ」ヲ加フ

第三條 支那事變紀念章令中改正ス

第三條但書ヲ左ノ如クセム

但シ左ノ各款ノ一ニ該當スル者ニハ之ヲ授與セズ

一 支那軍艦隊ノ記章ヲ授與セラルル者

二 昭和十五年四月二十九日以後支那軍艦隊ニ對シ特別ノ貢獻

ヲ爲スニ當リタル者ニシテ大東亞戰爭從軍記章ヲ授與セラルル

モノ

理由

昭和十五年四月二十九日以後ノ功績ニ係ル支那軍艦隊行賞ト大東亞戰爭
行賞トハ之ヲ綜合一括シテ行フコトトセラルルニ伴ヒ同日以後甫メテ
支那軍艦隊從軍記章又ハ支那軍艦隊記念章ヲ授與セラルベキ事由アルニ至
リタル者ニ對シテハ其ノ省ガ大東亞戰爭從軍記章ヲ授與セラルルトキ
ハ支那軍艦隊從軍記章又ハ支那軍艦隊記念章ヲ授與セザルコトト爲スヲ適
當トスルニ依ル

支那

支那學堂從軍記念章令

昭和十四年七月二十七日
勅令第四百九十六號

朕極密顧問ノ諮詢ヲ經テ支那學堂從軍記念章令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セ
シム（總理大
臣署名）

支那學堂從軍記念章令

第一條 支那學堂記念ノ表章トシテ特ニ從軍記念章ヲ設ク

第二條 從軍記念ノ圖式左ノ如シ

章 青銅圓形徑三糎トシ表面ニ菊御紋、八咫鳥、軍旗、軍艦底
邊、大光ノ圓ヲ鑄出シ裏面ニ山、雲及波ノ圓ヲ鑄出シ支那
學堂ノ四字ヲ鑄ス

備狀 青銅トシ表面ニ從軍記念ノ四字ヲ鑄ス

此 青銅トシ表面及裏面ニ日及雲ノ圓ヲ鑄出ス

綬 織地幅三種六柁トシ中央赤色、其ノ左右内側ヨリ各紅色、
香色、納戸色、濃桔梗色トス

從軍記章ハ綬ヲ用ヒテ左肋ニ佩フ

第三條 從軍記章ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ之ヲ授與ス

一 事變地ニ任リテ軍務ニ從事シ又ハ軍事ニ關スル特別ノ任務ヲ受
ケテ事變地ニ往復シタル陸海軍軍人軍屬及文官

二 事變地ニ臨マザルモ動員部隊若ハ事變ノ爲臨時編成シタル部隊
ニ編入セラレ又ハ事變ニ關スル軍務ニ從事シタル陸海軍軍人軍屬

三 事變ニ關スル軍務ニ從事シタル陸海軍官用船舶又ハ病院船ノ乘
組船員

四 陸海軍官憲ノ監督ヲ受ケ事變ニ關スル傷病者ノ救護ニ從事シタ
ル者

前項ノ各號ノ一ニ該當スル者ト雖モ備役人夫ノ類又ハ之ニ準ズベキ
下級船員等ニ在リテハ特殊ノ軍務ニ服シ且功績アル者ニ非ザレバ從

軍記章ヲ授與セズ

第四條 事變ニ關スル軍務ヲ補助シ特ニ功績アル者又ハ許可ヲ得テ從
軍シタル者ニハ特ニ從軍記章ヲ授與スルコトアルベシ

第五條 禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者ニハ從軍記章ヲ授與セズ但シ
刑ノ執行ヲ猶豫セラレタル者及陸軍刑法又ハ海軍刑法ニ依リ一年未

滿ノ禁錮ノ刑ニ處セラレタル者ニハ其ノ情狀ニ依リ之ヲ授與スルコ
トアルベシ

第六條 懲戒ノ裁判又ハ處分ニ依リ免官又ハ免職セラレタル者ニハ從
軍記章ヲ授與セズ但シ其ノ情狀ニ依リ之ヲ授與スルコトアルベシ

第七條 前二條ノ規定ハ處刑、免官又ハ免職ノ後第三條又ハ第四條ノ
規定ニ該當スル者ニ付テハ之ヲ適用セズ

第八條 從軍記章ヲ授與セラルベキ者ニ對シテハ其ノ授與前死亡シタ
ルトキト雖モ仍之ヲ授與ス

第九條 從軍記章ハ本人ニ限り終身之ヲ佩用シ遺族之ヲ保存スルコト
ヲ許ス

支那事變記念章令

昭和十七年九月二十六日
勅令第六百五十八號

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ支那事變記念章令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

(總理大臣副署)

支那事變記念章令

第一條 支那事變記念ノ表章トシテ第一ニ記念章ヲ設ク

第二條 記念章ノ圖式左ノ如シ

章 青銅圓形徑三釐トシ表面ニ菊御紋及松花ノ圖ヲ表シ裏面ニ

支那事變記念章ノ文字ヲ識ス

環 青銅圓形トス

徑 鐵地幅三釐六絲トシ中央赤色、其ノ左右内側ヨリ各紅色、

香色、納戸色、濃桔梗色トス

記念章ハ綬ヲ用ヒテ左肋ニ佩ブ

第三條 記念章ハ支那事變遂行ニ關シ特別ノ貢獻ヲ爲シタル者ニ之ヲ授與ス但シ支那事變從軍記章ヲ授與セラルル者ニハ之ヲ授與セズ

第四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニハ記念章ヲ授與セズ但シ處刑、

免官又ハ免職ノ後前條ノ規定ニ該當スル者ニ付テハ此ノ限りニ在ラズ

一 禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者

二 懲戒ノ裁判又ハ處分ニ依リ免官又ハ免職セラレタル者

第五條 記念章ヲ授與セラルベキ者ニ對シテハ其ノ授與前死亡シタル

トキト雖モ仍之ヲ授與ス

第六條 記念章ハ本人ニ限り終身之ヲ佩用シ遺族之ヲ保存スルコトヲ

許ス

大日本帝國政府

項 目 別 說 明

1. 大東亞戰爭從軍記章制定の理由及時期

2. 大東亞戰爭從軍記章圖式

3. 大東亞戰爭從軍記章の素材

4. 大東亞戰爭從軍記章の授與範圍

5. 支那事變從軍記章の改正理由

6. 支那事變記念章の改正理由

7. 大東亞戰爭記念章の方針

8. 大東亞戰爭行賞の狀況

9. 支那事變行賞の狀況

10. 大東亞戰爭功績と支那事變二次功績とを綜合一括行賞する理由

11. 官吏顯功章其の他之に準ずる徽章と勳章、記念章其の他、
榮典との異同

大日本帝國政府

ノ大東亞戰爭従軍記章制定の理由及時期如何。

大東亞戰爭は開戦以來既に二年有半を経まして死歿者にして行賞の恩命に浴しました者も八萬人餘（昭和十九年六月十日現在）に達して居ります。従ひまして支那事變従軍記章の例に倣ひ茲に大東亞戰爭従軍記章の御制定を仰ぎ先づ是等の人に授與せらるゝやう奏請致し度いと存ずる次第で御座います。

抑々従軍記章は舊くは概ね戦役事變の終了を俟つて御制定に相成つて居たのでありますが、~~滿洲事變~~支那事變に於ては事變の途中御制定に相成りました。蓋し戦役事變が次第に長期戦たるの傾向を帯びるやうに成りました現在では已むを得ざるところと存じます。（~~奉天~~）

~~和~~大日本帝國政府、支那事變従軍記章

昭和十四年七月制定

制定ノ理由及時期

大日本帝國政府

2. 大東亞戰爭從軍記章の圖式の説明を承り度し。

章の表面は長くも御紋章に八方の光線を配しまして、あめがしたのもの悉く御稜威に浴する意義を表し、太刀（古代の眞椎マシヅチの太刀）二振を以て陸海軍を、章周辺の梅花を以て將卒の忠勇を表し併せて忠勇なる陸海軍將卒が戰爭に従軍せることを示し度いと存じます。章の裏面は栴の圖に大東亞戰爭なる五字を配しました。鈕の表面は曲玉管玉丸玉（玉の形狀に依る區別）を連ねた圓とし、飾裏には從軍記章の文字を配しました。

裏は織廻縹三箇六等、中央紫色其の左右内縹より各兩黃色羽戸色濃桔梗色とししやぶ（當流）の色を以し尚武に通はせました。

大日本帝國政府

3. 大東亞戰爭從軍記章の素材は如何。

主材を錫とし（九三パーセント）之に少量の亜鉛（七パーセント）を加えたものと致しました。從來の從軍記章は明治八年制定のものが銀たる外銅又は青銅でありましたが銅は戦時下軍需品として大切でありますので錫と致しました。

其の所要量は一個當り約三〇瓦、六百萬個分として工業液を含め資材として錫一九八噸余亜鉛一五噸弱を要する見込であります。

素材

大日本帝國政府

六 從軍記章の授與範圍如何特に第三條第二項に就き承はり度し。

授與範圍は從來のもの即ち昭和六年乃至九年事變從軍記章、支那事變從軍記章に於けると同一であります。即ち

第一に一戰地に臨み從軍致し又は軍務を受けて戰地に往復致しまし
たる軍人軍屬及文官一戰地に臨まないが戰爭の爲編成したる部隊に
編入せられ又は戰爭に關する軍務に従事致しましたる軍人軍屬一戰
争に關する軍務に従事致しましたる陸海軍官用船舶又は病院船の乗
組員一戰海軍の監督の下に戰傷病者の救護に従事したる者に対して
は原則として之を授與する立前をとり、

第二に軍務を補助して功績ある者又は許可を得て從軍した者には場
合に依り之を授與することがある旨規定致して居りまして

大東亞戰爭從軍記章も此の方針を踏襲することゝ致しました。然し

大日本帝國政府

ながら從來前述第一の何れかに該當する者でありましたも「備役人夫ノ類又ハ之ニ準ズベキ下級船員等ニ在リテハ特殊ノ軍務ニ服シ且功績アル者ニ非ザレバ從軍記章ヲ授與セズ」と規定し例外として授與せざる者あることを定めて居りまする點に付きましては此の方針は變更致さないのであります。唯右の條文は其の措辭が觀方に依りまして總力戰の現下稍適當ならずと存ぜられる節々も御座いますので、此の度は一其ノ業務ノ種類及功績ノ程度ニ依り從軍記章ヲ授與セザルコトアルベシ」と書き改め之が運用に於て先づ業務の種類を見て例へば前記の備役人夫又は之に準ずべき下級船員等に在つては、更に功績の程度をも斟酌して功績なき場合には從軍記章を授與せざることがあるやうに致し度く存じます。要之授與の範圍に就きましては從來と毫も變更は致さない考であります。

大日本帝國政府

六、支那事變從軍記章令改正の理由如何。

大東亞戰爭の勃發に伴ひ、支那事變行賞發令日附たる昭和十五年四月二十九日以後支那事變に關與し功績ある者の行賞は大東亞戰役に關する功績に綜合一括して實施する方針が決定されました。(昭和十七年一月十日閣議決定、同年九月二十六日敕定軍人軍屬死歿者賞賜内規第一條)此の行賞方針に照應致しまして右の者には支那事變從軍記章を授與せず大東亞戰爭從軍記章を授與することが適當と認められます。従ひまして昭和十五年四月二十九日以後支那事變從軍記章令第三條第一項の各號の一に該當するに至りたる者で大東亞戰爭從軍記章を授與せらるゝ者には支那事變從軍記章を授與せざることと改正を御願致し、
更いと存するのであります。

大日本帝國政府

6. 支那事變記念章令の改正理由如何。

支那事變記念章は支那事變従軍記章を授與せらるゝ者には之を授與せざるごとく相成つて居りますので（同令第三條但書）昭和十五年四月二十九日以後支那事變の遂行に關し特別の貢獻をなすに至つた者（同令第三條本文に前當）が大東亞戰爭従軍記章を授與せらるゝ場合には、尙も支那事變従軍記章が授與せらるゝ場合と取扱を等しく致し此の者には支那事變記念章を授與せざるを適當と認めまするので其の旨支那事變記念章を改正致し處と存するのであります。

大日本帝國政府

7. 大東亞戰爭記念章の御制定を仰ぐ方針ありや。

現在大東亞戰爭に關する行實は軍人軍屬の死歿者に限つて居りますので大東亞戰爭記念章の制定を御願する時期ではありませんが將來大東亞戰爭行實の範圍が更に擴張せらるゝやうな時期に相成りますれば支那事變記念章御制定のことにも鑑みまして考究致したいと存じます。

大日本帝國政府

大東亞戰爭行賞の狀況如何。

大東亞戰爭に關しましては、昭和十七年一月十日、戰役行賞を實施すること及昭和十五年四月二十九日以後支那事變に關し功績ある者の行賞は之を大東亞戰役に關する功績に綜合一括して實施することに方針を決定致し、同年九月二十六日には大東亞戰爭軍人軍屬死歿者賞賜内規^の御勅裁を願ひまして（其の後昭和十九年一月十二日賜金併賜に伴ひ前記内規の御改正を願ひました）、之に基き現在迄行賞發令の恩命に浴したる者は陸軍六〇、一四五人、海軍二三、〇三一一人合計八三、一七六人に達して居ります。（昭和一九年六月一〇日調）

大日本帝國政府

支那事變行賞事務進捗状況如何。

支那事變勲功行賞は生存者に付ては昭和十五年四月二十八日で第一次功績期間の締切を爲し陸海軍關係は概ね終了、文官關係も相當進捗致して居りまして賞格功勞以上即ち賜金又は之に代る賜杯を授與せらるる者以上陸軍關係約二七七萬、海軍關係約二二萬、文官關係三萬であります。此の外に死歿者に付ては昭和十五年四月二十八日迄の者は勿論其の後大東亞戰爭前迄の者も陸海軍人軍屬は概ね終了し總數陸軍一九萬六千、海軍六千を越して居ります。

支那事變行賞ノ狀況

大日本帝國政府

○支那事變に付賞賜の御願致す者。

昭和十五年四月二十九日以後支那事變に關し功績ある者大東亞戦争に關しても功績ある場合兩功績を綜合一括し大東亞戦争行賞と爲す理由如何

支那事變に付きましたは昭和十五年四月二十八日迄の功績に付て行賞を實施することに御願致したるところ其の後大東亞戦争勃發致しまして其の規模廣義戦果等よりして新に別行賞を御願致すのを適當と認められるに至りました。そこで昭和十五年四月二十九日以後昭和十六年十二月七日迄の事變功績に付ては特に抽き出して單獨に行賞する意義がないと認められたのであります。

大東亞戦争功績ト支那事變ニ大功績トヲ綜合一括行賞スル理由

大日本帝國政府

（問）

官吏勳功章其の他之に準ずる徽章と勳章、記念章其の他の榮典との異同如何。

（答）

官吏勳功章、自治功勞章其の他之に準ずる徽章は勳章、記念章等とは異り、憲法第十四條に所關榮典に非ざるものと考へて居ります。

是等は榮典の源泉としての上御一人から賜るものでなく、各大臣が其所管事項に關し力を竭しました者に對して表彰を致しますもので、其の表彰に付きまして勅令の御制定を仰き、御許しを得て其の結果各大臣の行ひまする表彰を權威あらしめて居るに外なりのまじりぬ。

元來行政大臣は自分の御預け願つて居ります行政の分野に於ては、全力を擧げて其の成績を擧ぐるに努めまする結果、其の行政に付、内外に在て其の結果の獲得に苦心盡力致しました者に對しまして

官吏勳功章、自治功勞章、記念章、其の他之に準ずる徽章と勳章、記念章等との異同如何

大日本帝國政府

は、當然之を表彰し得るものと申さねばならぬと考へて居ります。
其の申請時に顯著なる者に付しましては、更に或は勳章、或は記念章、
或は褒賞條例に基く勲章、褒状等の御下賜を御願致すことと爲るのでありま
す。

一又例へば陸海軍に有益なる技術上の發明發明を致した者の如
き、其の發明發明が高度の軍事技術に關しまする結果、其の發
明發明の内容は陸海軍部外に知らしむることは絶対に避くべく、
部内に於きましては極めて小範圍の者以外に之を知らしむるこ
とを得ませんので、その授與を御願する爲の趣旨を進むること
も、相當長平月に亘つて出来ぬ場合があります。此の如き者
に付しましては、技術有功章の御制定を仰いで進ましまして、陸
海軍大臣限りに於て一應の表彰を致すこととしたのであります。
従ひまして此等の表彰を受け勲章を御用する者は、國家の爲相當の

大日本帝國政府

勲章を授けて居りますから、多かれ少かれ、榮典の授與を仰ぐ原
因と爲ります。殊の事柄があるのは内めないのであります。彼等自
體は上御一人より關するものでなく、行政を御預け續つて居る各大臣
が授與致しますもの下あり、榮典自體でないを考へて居ります。
尚、政府は此の趣旨を以らまして、彼等自體の形式も榮典の勳章、
記念章等は成る丈け勲章の類似を避けて居るのであります。

(尚、多少殊を授けるものに勳章軍人記念章あり。其の趣旨は
勳章軍人は、我國の爲に大の犠牲を拂ひたるものにして、
軍人後援の立場より、榮典以外の國家的優遇を相當程度與
へある所、斯かる特典を與へらるる者たることを明かにす
る

に在り。)

各從軍記章圖式調

種別	素材	圖章	飾版	紐	綬
從軍記章 (明治八年四月十日) 太政官布告第五十四號	銀	圓條紋圖章 徑一寸		銀	幅一寸 綠白織
日清兩國條約 條約 明治二十年 勅令第四百四十三號	銅	圓形 徑一寸 表面ニ菊御紋及鳳 ノ御紋 中央ニ大日本帝國 ノ字ヲ織ス		銅、飾 版ヲ附 ス	織地幅一寸 二分中央白 兩緣綠
北京議定書 明治二十年 勅令第四百四十二號	銅	圓形 徑一寸 表面ニ菊御紋及鳳 ノ御紋 中央ニ大日本帝國 ノ字ヲ織ス		銅	織地幅一寸 二分地綠三 線白
日露講和條約 明治二十年 勅令第五十一號	銅	圓形 徑一寸 表面ニ菊御紋及鳳 ノ御紋 中央ニ大日本帝國 ノ字ヲ織ス		銅	織地幅一寸 二分中央綠 其ノ左右 緣兩綠白

大日本帝國政府

<p>● 從軍記章種類</p> <p>明治八年四月十日 太政官布告第九十四號</p>	<p>授與範圍</p> <p>從軍記章ハ將卒ノ別ナク軍功ノ有無ヲ論セス 凱旋ノ後從軍セシ職ニ之ヲ賜フ</p>	<p>備考</p>
<p>● 明治二十七年從軍記章</p> <p>明治二十八年十月九日 勅令第四百四十三號</p>	<p>第三條 從軍記章ハ左ニ掲グル者ニ授與ス</p> <p>一 明治二十七年二十八年ノ戰役ニ於テ大本營ニ從屬シ又ハ出征軍ニ編入セラレ 戰地ニ在リシ者</p> <p>二 同役ニ於テ出征軍ニ編入セラレサルモ 戰地ニ在テ車馬ニ從屬シタル陸海軍軍人軍醫若クハ文官</p> <p>但備役人夫ノ類ハ授與ノ限ニ在ラス</p>	<p>第四條 第三條ニ掲グル者ニ該當セスト違同</p>

各從軍記章令授與範圍調

<p>大同及聯合 上獨逸國トノ 平和條約 大正九年一月十日勅令第二百二十三號</p>	<p>大正三年乃至九年 戰役從軍記章 (大正四年十一月八日)</p>	<p>戰地幅一寸 二分中央白 左右紺青</p>
<p>滿洲國建國 昭和七年五月一日</p>	<p>昭和六年乃至九年 事變從軍記章 (昭和九年七月廿二日) 勅令第二百二十五號</p>	<p>戰地幅一寸 紅色、其ノ左 右内側ヨリ各 紅色、淺紅色、 黄色、淺紅色、 茶色トス</p>
<p>支那事變從軍記章 (昭和十四年七月廿七日) 勅令第四百九十六號</p>	<p>青銅 圓形徑三糎トシ表面ニ菊御紋 八咫鳥、軍旗、軍艦旗、瑞雲 及光ノ圖ヲ鑄出シ裏面ニ山、 雲及波ノ圖ヲ鑄出シ支那事變 ノ四字ヲ識ス</p>	<p>青銅トシ 表面ニ從 軍記章ノ 四字ヲ識 ス</p>

大日本帝國政府

●明治二十一年從軍記事
明治二十一年四月十一日
勅令第四百二十二號

役ノ軍務ニ從事シ若クハ之ヲ補助シタル者ニ
ハ特ニ從軍記事ヲ授與スルコトアルヘシ

第三條 從軍記事ハ左ニ掲クル者ニ授與ス但シ

備役人夫ノ限ハ此ノ限ニ在ラス

一 戦地ニ在リテ軍務ニ從事シタル陸海軍軍
人軍屬及文官並之ニ準スヘキ者

二 戦地ニ在リテ病傷者ノ救護ニ從事シタル
者

三 戦地ニ臨マサルモ戦時編制部隊ニ編入セ
ラレタル者

四 特別ノ任務ヲ受ケテ戦地ニ任置シタル陸
海軍軍人軍屬及文官、内地ニ在リテ事變
ニ關スル軍務ニ從事シタル陸海軍軍人軍
屬、内地ニ在リテ病傷者ノ救護ニ從事シ

大日本帝國政府

●明治二十六年從軍記事
 明治二十九年二月二十日
 勅令第五十一號

タル軍送船病院船ノ船員

前項第一號及第二號ニ依ルヘキ者ハ明治三十三年六月十一日ヨリ明治三十四年六月一日迄、第三號及第四號ニ依ルヘキ者ハ明治三十三年六月十一日ヨリ明治三十三年十一月三十日迄ノ間ニ於テ之ニ該當スル者ニ限ル

第四條 從軍記事ハ帝國ノ軍隊艦船ト聯合シタル外國ノ軍隊艦船所屬ノ軍人軍員ニモ授與スルコトアルヘシ

- 第三條 從軍記事ハ左ニ掲クル者ニ之ヲ授與ス
- 一 戰地ニ在リテ軍務ニ從軍シタル陸海軍軍人軍員及文官
 - 二 戰地ニ臨マサルモ勳賞部隊等ハ戰時等陸海軍艦船ニ編入セラレ又ハ戰役ニ關スル

大日本帝國政府

陸海軍官用船舶ニ配置セラレタル陸海軍
軍人軍屬

三 特別ノ任務ヲ受ケテ戦地ニ在復シ又ハ戦
地以外ニ在リテ戦役ニ關スル軍務ニ従事
シタル陸海軍軍人軍屬

四 戦地又ハ内地ニ在リテ陸海軍ノ監督ヲ受
ケ傷病者ノ救護ニ従事シタル者

五 戦役ニ關スル陸海軍官用船舶又ハ病院給
ノ船員

第四條 軍務ニ補助シ功績アル者及許可ヲ得テ
従軍シタル者ニハ特ニ従軍記章ヲ授與スルコ
トアルベシ

第五條 従軍記章ハ准役人夫ノ類及之ニ準スヘ
キ下級船員等ニハ之ヲ授與セズ且シ特種ノ軍
務ニ關シ功績アル者ニ限リ特ニ之ヲ授與スル

大日本帝國政府

●大正三年乃至九年戰
役從軍記事

大正四年十一月六日
勅令第二百三號

コトアルヘシ

第三條 從軍記事ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者
ニ之ヲ受與ス

一 戰地ニ在リテ軍務ニ從事シ又ハ軍事ニ關
スル特別ノ任務ヲ受ケテ戰地ニ往復シタ
ル陸海軍軍人軍醫及文官

二 戰地ニ臨マサルモ勅員部隊若ハ戰役ノ爲
臨時編成シタル部隊ニ編入セラレ又ハ戰
役ニ關スル軍務ニ從事シタル陸海軍軍人
軍醫

三 戰地ニ關スル軍務ニ從事シタル陸海軍官
用船舶又ハ病院船ノ乗組船員

四 陸海軍官醫ノ監督ヲ受ケ戰役ニ關スル傷
病者ノ救護ニ從事シタル者

大日本帝國政府

<p>●支那專使從軍記事 昭和十四年七月二十七日 勅令第四百九十二號</p>	<p>前 同</p>	
<p>●昭和六年乃至九年專使從軍記事 昭和九年七月廿三日 勅令第四百九十二號</p>	<p>前 同</p>	
	<p>前項各職ノ一ニ當ル者ト雖備役人夫ノ頭 又ハ之ニ準スヘキ下級船員等ニ在リテハ特殊 ノ軍務ニ服シ且功績アル者ニ非サレバ從軍記 章ヲ授與セス 第四條 視察ニ關スル軍務ヲ補助シ特ニ功績アル者又ハ許可ヲ得テ從軍シタル者ニハ特ニ從軍記事ヲ授與スルコトアルヘシ</p>	

閣議上程前總理大臣内奏、際、說明

大日本帝國政府

大東亞戦争従軍記章令案に就て

大東亞戦争も開戦以來既に二年有餘を経まして死歿者にして行賞の恩

命に浴しました者は八萬人に達して居りますので従來の戦役事變の例

に倣ひ大東亞戦争従軍記章の御制定を御願申し度いと存ずる次第で御
座います。

先づ従軍記章の名稱は戦争の呼稱に關する閣議決定に基きまして大東
亞戦争従軍記章と致し、其の圖式は章表面に畏くも御紋章に八方の光
線を配しましてあめがしたのもの悉く御授威に浴する尊義を表はし、
更に太刀を以て陸海軍を、櫻花を以て將卒の忠勇を表はし併せて忠勇
なる陸海軍將卒が戦争に従事せることを示し度いと存じます。尙章裏
面は備に入東亞戦争の文字を識し、紐表面は曲玉管玉丸玉を連ねた圖

大日本帝國政府

と致し飾版にも亦従軍記章なる文字を織します。綬は織地幅三釐六耗中央部色其の左右内側より各萌黄色納戸色濃桔梗色とし、しやうぶ(菖蒲)の色を表さんと存じます。記章の材料に就きましては従來は主として銅を用ひましたが此度は錫を以て之に充て度いと考へて居るので御座います。授従軍記章の授與の範圍に就きましては先の昭和六年乃至九年學堂及支那學堂の各従軍記章に於けると同様第一は従軍即ち一戰地で従軍致しましたる軍人軍屬及文官二戰地には臨まないが従軍致しましたる軍人軍屬及文官三戰地には臨まないが陸海軍官用船舶又は病院船の乗組員四陸海軍の監督の下に戦傷病者の看護に従事したる者には必ず之を授與し第二は軍務を補助し特に功績ある者又は許可を待て従軍致したる者には場合に依り之を授與することに定め度いと存ずる

大日本帝國政府

ので御座います。

然しなから從來とても第一に散置する者の中「傭役人夫ノ類又ハ之ニ準ズバヤ下級船員等ニ在リテハ特殊ノ軍務ニ服シ且功績アル者ニ非レバ従軍記章ヲ授與セズ」と致し業務の種類に依つて功績の低い者には之を授與せざる旨の規定が御座いまして、此度も此の方針で参り度いと存じますが何分にも、其の用語は總力戦下の今日觀方に依りましては稍過當でないと思はれまする節も御座いますので此の點を改正致し第一に散置する者でありまして先づ其の業務の種類を見次に功績の程度を斟酌致しまして従軍記章を授與せない場合がある旨の規定^をき度いと存するので御座います。

而して大東亞戦争従軍記章の授與人員は六百萬人以上と推定致し豫算

大日本帝國政府

その他の準備をも用意致し居る次第で御座います。

尙大東亞戰爭軍記章令を御制定願ひましたるときは之に作ひまして
支那事變軍記章令支那事變記念章令に付き必要なる改正をも御許し
願ひ度いと存じます。即ち一、支那事變行賞の發令日附即ち昭和十五年
四月二十九日以後支那事變、大東亞戰爭の兩者に關與して功績ある者
は兩者を綜合一括して大東亞戰爭行賞を實施致し度い方針で御座いま
す。之に照應致し存の者には大東亞戰爭從軍記章のみを授與するか
適當と存じます。當りましても昭和十五年四月二十九日以後從軍記章
を授與せらるる者、將來大東亞戰爭從軍記章を授與せらるる者には支
那事變從軍記章以上を授與せらるる旨、支那事變從軍記章令を改正致し、
一、支那事變記念章に於きましても同記章は大東亞戰爭從軍記章を授與せ

大日本帝國政府

らるゝ者には之を授與せざることゝ相成つて居りますので昭和十五年四月二十九日以後支那事變の遂行に關し特別の貢獻を爲すに至つた者か支那事變、大東亞戦争の兩者にも従軍し前述の行賞方針に依り大東亞戦争従軍記章を授與せらるゝ場合には仍ほ支那事變従軍記章を授與せらるゝ場合と取扱を等しく致し支那事變記念章を授與せざる旨支那事變記念章令を改正致し重いと存する次第で御座います。

松室院書記官要請書と同院に掲げられた資料
(圖ハ政府側ノ覺止ヲ提去セザリキ)

大日本帝國政府

支那事變記念章令中改正案ノ補足説明

(起案院書記官ノ申請ニ因リ送付シタルモノナリ)

昭和十五年四月二十九日以侵支那事變及大東亞戰爭ノ兩者ニ關與シ功績アル者ニ對シテハ兩者ヲ綜合一括シテ行賞ヲ實施スル旨ノ方針ニ照應シテ支那事變大東亞戰爭ノ兩方ニ關與セル場合ニ付テハ從軍記章ニ在リテハ昭和十五年四月二十九日ノ前後ヲ以テ時期ヲ區分シ其ノ前ニ從軍シ且其ノ後支那事變及大東亞戰爭又ハ大東亞戰爭ノミニ從軍シタル者ニハ支那事變及大東亞戰爭ノ從軍記章ヲ授與スルモ昭和十五年四月二十九日以後ノミ從軍シタル者ハ假令支那事變及大東亞戰爭ノ兩者ニ從軍スルモ大東亞戰爭從軍記章ノミヲ授與スルヲ適當ト認メタルト、記念章ニ在リテハ從軍記章ヲ授與セラル者ニハ之ヲ授與セザルコトトナシタルハ支那事變記念章令第三條假令トニ據ミ、支那事變及

大日本帝國政府

大東亞戰爭ノ各軍記章、支那事變及將來制定サルベキ大東亞戰爭ノ
各記念章相互間ニ直リテ昭和十五年四月二十九日ノ前後ヲ以テ時期
ヲ區分シ右同一期間内ニ於テハ從軍記章ヲ授與セラレタル者ニハ記念
章ヲ授與セズ、即チ支那事變及大東亞戰爭ノ從軍記章及記念章四個ノ内
（大東亞記念章ノ御制定ヲ部省モノトシテ）何レカ一個ヲ授與シ右兩
期間ニ關與シ且後期ニ於テハ大東亞戰爭ニモ關與スル者ニハ從軍記章、
記念章ノ四箇ノ内何レカ二個ヲ授與セラルルヲ以テ適當ナリト認メ之
カ爲支那事變從軍記章及支那事變記念章ノ改正ヲ爲サントス。從テ
昭和十五年四月二十九日以後始、チ支那事變遂行ニ關シテ特別ノ貢
獻ヲ爲スル者ニハ其ノ後大東亞戰爭ニ從軍シ大東亞戰爭從
軍記章ヲ授與セラルトホハ之事變記念章ハ之ヲ授與セザルコト

大日本帝國政府

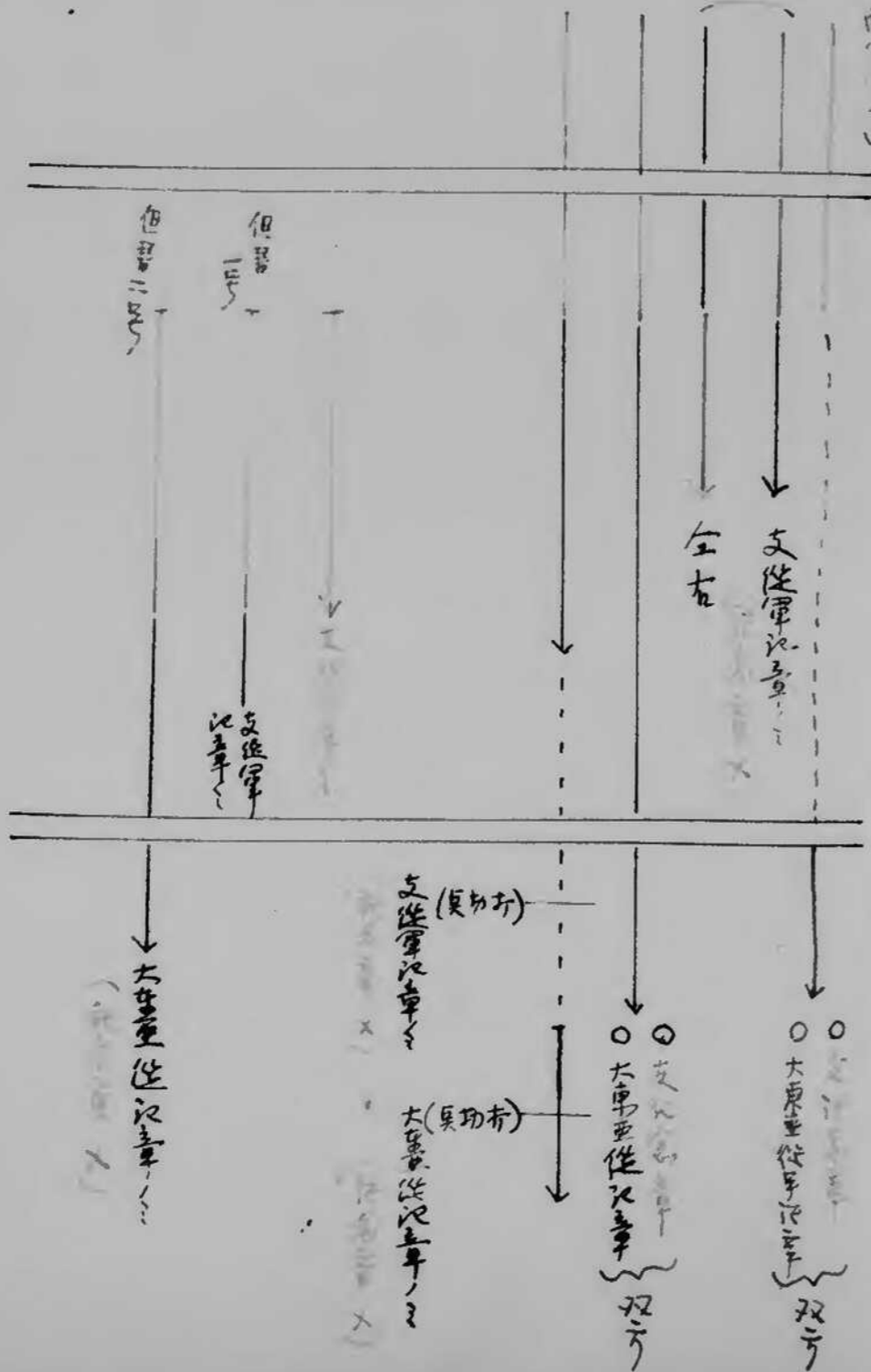
トシ

昭和十五年四月二十九日前既ニ支那事變遂行ニ關シテ特別ノ貢獻ヲ
爲シタル者ニハ其ノ後大東亞戰爭ニ從軍シ大東亞戰爭從軍記章ヲ授
與セラルルモ支那事變記念章ハ之ヲ授與スルヲ適當ト認ム

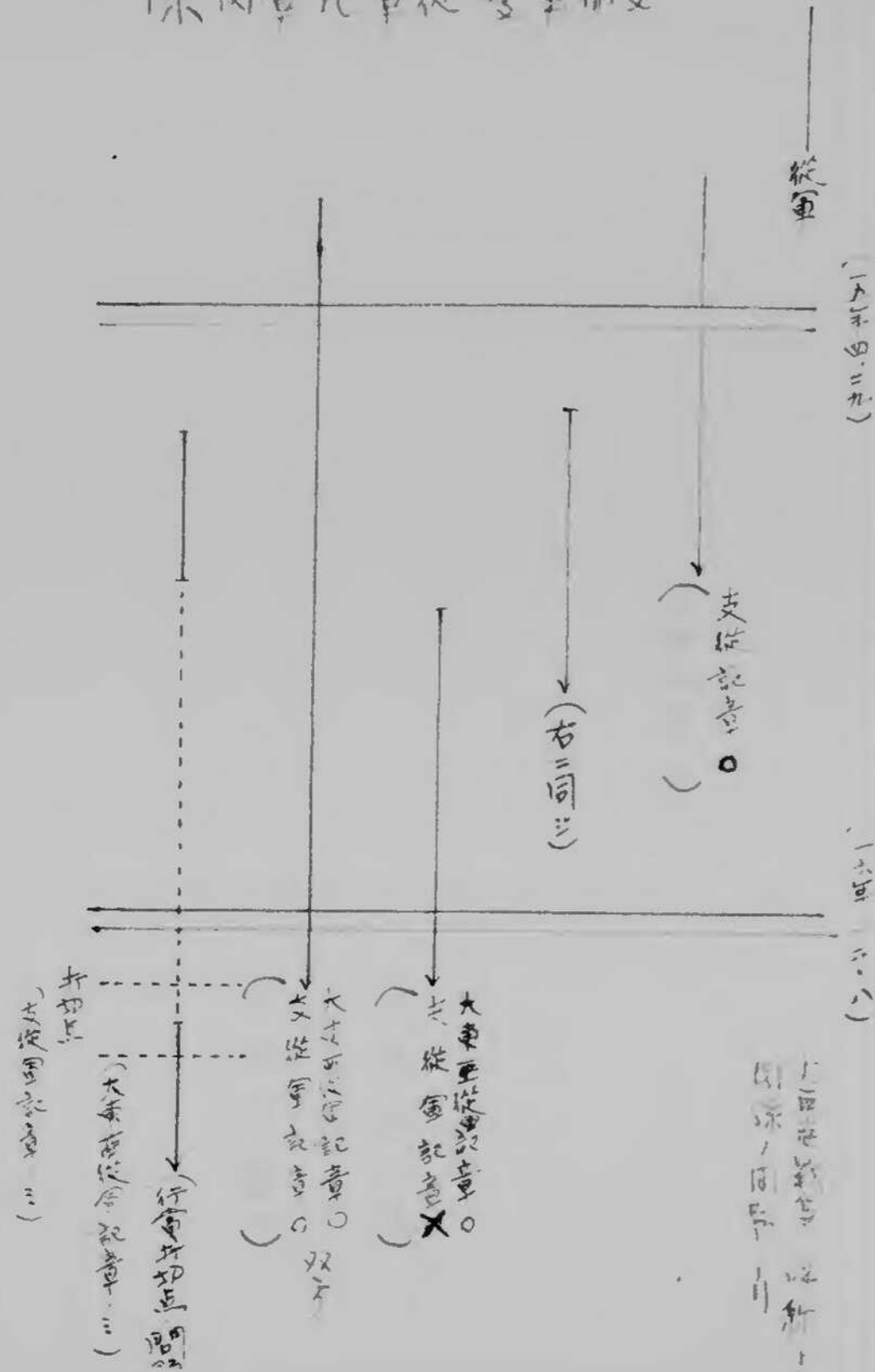
支那事變記念章肉係

但書一

支那事變記念章



係内記元單從意事那支



從重

(一六四・三九)

(一六四・三八)

大勢單從記意。 以新

樞密院本會議用一問一答

問ハカリシカド使用ニテ末項ハ法外ニ於テ重々ノ氣平ニシテモ長百加シテ

大日本帝國政府

大東亞戰爭従軍記章制定の理由及時期如何。

大東亞戰爭は開戦以來既に二年有半を経まして死没者にして行賞の
恩命に浴しました者も八萬人餘（昭和十九年六月十日現在）に達し
て居ります。同ひまして支那事變従軍記章の例に倣ひ茲に大東亞戰
争従軍記章の制定を仰き先づ是等の人に授與せらるゝやう奏請致
し果いと存する次第で御座います。

仰々従軍記章は舊くは戦時戦役事變の終了を俟つて御制定に相成
つて居るのであります。蓋し戦役事變が次第に長期戦たるの傾向を帯
びるやうに成りました現在では已むを得ざるどころと存じます。（皇

大日本帝國政府、支那事變従軍記章

昭和十四年七月制定）

制定ノ理由及時期

大日本帝國政府

大日本帝國政府の軍事記事の素材は如何。

素材を錫とし（九三パーセント）之に少量の亜鉛（七パーセント）を加えたものと致しました。従来の軍事記事は明治八年制定のものが銀を原料とし、銅は戦時下軍需品として大切にあり、その代り錫と致しました。

其の所産は一個当たり約三〇匁、六匁萬個分として工業減を言ひ、資材として錫一九八匁、銅一匁、亜鉛一匁を要する見込であります。

大日本帝國政府

方カ、従軍前連第一の何れか、該當する者でありましたも、一、傭役人夫ノ類又ハ之ニ準ズベキ下級船員等ニ在リテハ特殊ノ軍務ニ服シ且功績アル者ニ非ザレハ從軍記章ヲ授與セズ」と規定し例外として授與せざる者あることを定めて居ります。點に付きましては此の方針は變更致さないものであります。唯右の條文は其の措辭が觀方に依りまして總力戰の現下稍適當ならずと存せられる節々も御座いますので、此の度は「其ノ業務ノ種類及功績ノ程度ニ依リ從軍記章ヲ授與セザルコトアルベシ」と書き改め之を運用に於て先づ業務の種類を見一例へは前記の傭役人夫又は之に準ずべき下級船員等に在つては、更に功績の程度をも斟酌して功績なき場合には從軍記章を授與せざることがあるやうに致し度く存じます。要之授與の範圍に就きましては従來と最も變更は致さない考であります。

大日本帝國政府

支那事變軍事記章令改正の理由如開。

大東亞戦争の勃発に伴ひ、支那事變行賞令日附たる昭和十五年四月二十九日以後支那事變に關與し功績ある者の行賞は大東亞戦役に關する功績に綜合一括して實施する方針が決定されました。昭和十七年一月十日閣議決定、同十九日二十六日裁定軍人軍艦死者賞給内規第一條一頁の行賞方針に而修正しまして行の者には支那事變軍事記章を授與す大東亞戦争軍事記章を授與することとが確定と認められます。昭和十五年四月二十五日以後大東亞戦争軍事記章令第三條第一項の各條の一に改定するに依りたる者大東亞戦争軍事記章を授與せらるべきには支那事變軍事記章を授與せらるることによりて其の功績を認め、更に支那事變の功績を認めらるる。

大日本帝國政府

支那事情記述の改正理由説明。

支那事情記述は、支那事情の重要記事を集めて撰せらるゝ書には之を採與せ
ざることも相成つて居りますので、同令第一（世書）昭和十五年四月
二十七日以後支那事情の編輯に關し、舊編の貢獻を十分に果たした者（同
令第二）には、一かゝる支那事情の記事を採與せらるゝ場合には
舊編の支那事情の記事を採與せらるゝ場合と異なり、採與せしむる此の者
は、支那事情の編輯を採與せらるゝ支那事情の編輯を採與せらるゝ者
の編輯を採與せしむるものと異なり、採與せらるゝ者であります。

大日本帝國政府

大日本帝國政府の御前を御用ひ方村ありや。

同日大日本帝國政府に御用ひ方村ありや。中に入中憲の死受者に限つて啓りまする
のて大日本帝國政府の御前を御用ひ方村ありや。はありませんか。將來大
日本帝國政府の御前を御用ひ方村ありや。はありませんか。將來大
日本帝國政府の御前を御用ひ方村ありや。はありませんか。將來大
日本帝國政府の御前を御用ひ方村ありや。はありませんか。將來大

大日本帝國政府

大東亞戰爭に關する状況如何

大東亞戰爭に關しては、昭和十七年一月十日、戦役行賞を實施すること及昭和十五年四月二十九日以後支那事變に關し功績ある者の行賞は之を大東亞戦役に關する功績に綜合一括して實施することに方針を決定し、同年九月二十六日には大東亞戰爭軍人軍屬死歿者賞賜内規を御勅裁御覽のまゝとして、其の夜昭和十九年一月十二日賜金併賜に伴ひ前記内規の御改正を御覽のまゝと之に基き現在進行賞發令の懇命に浴したる者は昭和十六、一四、五、八、海軍二三、〇三一人合計八三、一七六人に達して居りま

す、（昭和十九年六月一日日誌）

大日本帝國政府

支那事變自官事務進捗状況如何。

支那事變論功行賞は生存者に付ては昭和十五年四月二十八日で第一次功績期間の締切を爲し陸海軍關係は概ね終了文官關係も相當進捗致して居りまして賞格功勞以上即ち賜金又は之に代る賜杯を授與せらるる者以上陸軍關係約二十七萬、海軍關係約二二萬、文官關係三萬であります。此の外に死者に付ては昭和十五年四月二十八日迄の者は勿論其の後大東亞戰爭開始の者も陸海軍人軍屬は概ね終了し總數陸軍一九萬六千、海軍六十を越して居ります。

支那事變行賞ノ狀況

大日本帝國政府

Vertical columns of printed Japanese text, likely a list or index, arranged in a grid-like fashion. The text is small and dense, typical of a formal document or ledger.



Vertical handwritten Japanese text located in the gutter between the two pages.

大日本帝國政府

參照

官更功勞賞給令

昭和十九年二月
勅令第七十六號

(總理大臣勅諭)

第一條 官更(官更、轉調官更)其ノ他ノ各職職員ヲ總稱ス以下同ジ

ハ各該官更ハ其ノ部局ニシテ功勞アリタルモノヲ表彰スル爲

官更ニ對シテハ勲功狀、各該官更ハ其ノ部局ニ對シテハ勲功狀ヲ授給

スルニトス

第二條 勲功狀ハ、章狀及勲功狀ニ類功狀ノ格式等、如シ

第三條 勲功狀ハ、勲功狀ノ格式ハ、勲功狀ノ申請ニ依リ内閣總理大

臣之ヲ以テ

勲功狀ノ授給ハ、勲功狀ノ格式ハ、勲功狀ノ申請ニ依リ内閣總理大

臣之ヲ以テハ、勲功狀ノ授給ハ、勲功狀ノ申請ニ依リ内閣總理大

(以下略)

從軍記章圖式調

種別

表材 圖章 式

飾版

紐

綬

從軍記章
〔明治八年四月十日〕
太政官布告第五十四號

銀桐條紋圖章徑一寸

銀

幅一寸
白織

日清兩國和

明治二十六年從軍記章

銅

黃珠ノ形徑一寸一分横一寸表
裏ノ桐條紋及海軍軍旗ノ裏
軍旗ト又シタル圖、裏
面ニ明治二十六年從軍記章ノ
一文字ヲ識ス
（敵軍ヨリ奪獲シタル大ノ
地金ヲ以テ製造ス）

銅、飾
版ヲ附
織地幅一寸
二分中央白
兩縁綠

北京議定書調明治二十二年從軍記章
甲 〔明治三十一年四月一日〕
明治二十二年從軍記章 第四百四十二號

銅

形徑一寸表面ニ桐條紋及鳳凰
ノ圖ヲ出シ中央ニ從軍記章
ノ一文字ヲ識ス、裏面ニ日本帝國
ノ一文字ヲ識ス、字ヲ識ス

織地幅一寸
二分中央綠
線白

日露兩國和 明治二十七年從軍記章

銅

形徑一寸表面ニ桐條紋
ノ圖ヲ出シ裏面ニ從軍記章
ノ一文字ヲ識ス、裏面ニ
ノ一文字ヲ識ス、字ヲ識ス

織地幅一寸
二分中央綠
線白

明治二十七年從軍記章
〔明治三十一年四月一日〕
太政官布告第五十一號

大正三年乃至九年
同及聯合
一號
一九四年十月六日
一九四年十一月
一九四年十二月
一九四年十二月
一九四年十二月

昭和六年乃至九年
昭八年七月廿一日
勅令第二百二十五

銅
一、表裏上ニ銅質ニ
ニ、表裏下ニ銅質ニ
三、表裏上ニ銅質ニ
四、表裏下ニ銅質ニ
五、表裏上ニ銅質ニ
六、表裏下ニ銅質ニ
七、表裏上ニ銅質ニ
八、表裏下ニ銅質ニ
九、表裏上ニ銅質ニ
十、表裏下ニ銅質ニ

青銅
一、表裏上ニ青銅質ニ
二、表裏下ニ青銅質ニ
三、表裏上ニ青銅質ニ
四、表裏下ニ青銅質ニ
五、表裏上ニ青銅質ニ
六、表裏下ニ青銅質ニ
七、表裏上ニ青銅質ニ
八、表裏下ニ青銅質ニ
九、表裏上ニ青銅質ニ
十、表裏下ニ青銅質ニ

支那事務軍記章
（昭和十四年七月廿七日）
勅令第四百九十六號
青銅
圓形徑三糎、表面ニ菊御紋、背銅、シ
八段、鳥、軍旗、軍艦、瑞雲表面ニ從
乃光、圓ヲ出シ、裏面ニ山、軍記章ノ
雲乃波ノ圓ヲ出シ、支那事務軍記章ノ
ノ四字ヲ識ス

青銅
一、表裏上ニ青銅質ニ
二、表裏下ニ青銅質ニ
三、表裏上ニ青銅質ニ
四、表裏下ニ青銅質ニ
五、表裏上ニ青銅質ニ
六、表裏下ニ青銅質ニ
七、表裏上ニ青銅質ニ
八、表裏下ニ青銅質ニ
九、表裏上ニ青銅質ニ
十、表裏下ニ青銅質ニ

各從軍記章令授與範圍圖

大日本帝國政府

從軍記章種別	授與範圍	備考
<p>●從軍記章 明治八年四月十日 太政官布告第百四十四號</p>	<p>從軍記章ハ將卒ノ別ナク軍功ノ有無ヲ論セス 凡屬ノ從從軍セシ者ニ之ヲ賜フ</p>	
<p>●明治二十七年從軍記章 明治二十八年十月九日 勅令第四百四十三號</p>	<p>第三條 從軍記章ハ左ニ掲グル者ニ授與ス 一 明治二十七年二十八年ノ戰役ニ於テ大 本營ニ從屬シ又ハ出征軍ニ編入セラレ 戰地ニ在リシ者 二 同役ニ於テ出征軍ニ編入セラレサルモ 戰地ニ在テ軍務ニ從事シタル陸海軍軍 人軍醫若クハ文官 但備役人夫ノ類ハ授與ノ限ニ在ラズ</p>	

第四條 第三條ニ掲グル者ニ授與セスト雖同

大日本帝國政府

●明治三十二年從軍記章
明治三十二年四月二十一日
勅令第四百四十二號

役ノ軍務ニ從事シ若クハ之ヲ補助シタル者ニ
ハ特ニ從軍記章ヲ授與スルコトアルヘシ

第三條 從軍記章ハ左ニ掲クル者ニ授與ス但シ

備役人夫ノ類ハ此ノ限ニ在ラス

一 戰地ニ在リテ軍務ニ從事シタル陸海軍軍
人軍屬及文官並之ニ準スヘキ者

二 戰地ニ在リテ病傷者ノ救護ニ從事シタル
者

三 戰地ニ臨マサルモ戰時編制部隊ニ編入セ
ラレタル者

四 特別ノ任務ヲ受ケテ戰地ニ往復シタル陸
海軍軍人軍屬及文官、内地ニ在リテ事變
ニ關スル軍務ニ從事シタル陸海軍軍人軍
屬、内地ニ在リテ病傷者ノ救護ニ從事シ

大日本帝國政府

<p>●明治三十八年從軍記事 明治三十九年一月二十日 勅令第五十一號</p>	
<p>第三條 從軍記事ハ左ニ列クル者ニ之ヲ授與ス</p> <p>一 戰地ニ在リテ軍務ニ從軍シタル陸海軍軍人軍醫及文官</p> <p>二 戰地ニ臨マサルモ勳賞部隊若ハ戰時奉養部隊船隻ニ編入セラレ又ハ戰役ニ關スル</p>	<p>タル運送船病院船ノ船員</p> <p>前項第一號及第二號ニ依ルヘキ者ハ明治三十三年六月十一日ヨリ明治三十四年六月一日迄、第三號及第四號ニ依ルヘキ者ハ明治三十三年六月十一日ヨリ明治三十三年十一月三十日迄ノ間ニ於テ之ニ限當スル者ニ限ル</p> <p>第四條 從軍記事ハ帝國ノ軍隊並船ト聯合シタル外國ノ軍隊並船所屬ノ軍人軍醫ニモ授與スルコトアルヘシ</p>

大日本帝國政府

陸海軍官用船舶ニ配置セラレタル陸海軍
軍人軍醫

三 特別ノ任務ヲ受ケテ戦地ニ往復シ又ハ戦
地以外ニ在リテ戦役ニ關スル軍務ニ從事
シタル陸海軍軍人軍醫

四 戦地又ハ内地ニ在リテ陸海軍ノ監督ヲ受
ケ陸海軍ノ任務ニ從事シタル者

五 戦地ニ關スル陸海軍官用船舶又ハ病院船
ノ船員

陸海軍 軍務ニ關シテ河川アル者及許可ヲ得テ
陸海軍ニ關スル者ニハ特別ニ陸海軍記章ヲ授與スルコ
トアルニシ

陸海軍 陸海軍軍人軍醫ハ軍役人夫ノ親及之ニ關スル
キリノ事項ニハ之ニ特別ノ優待ヲスルコトヲ得ルノ軍
務ニ關シテ陸海軍ノ任務ニ關リテ之ニ特別ノ優待スル

大日本帝國政府

●大正三年乃至九年戰役從軍記章

大正四年十一月六日勅令第二自三號

コトアルヘシ

第三條 從軍記章ハ左ノ各號ノ一ニ核當スル者ニ之ヲ授ケル

一 戦地ニ在リテ軍務ニ從事シ又ハ軍事ニ關スル特別ノ任務ヲ受ケテ戦地ニ在復シタル陸海軍軍人軍醫及文官

二 戦地ニ在リテ軍務ニ從事シタル海軍軍人軍醫及文官
臨時編成シタル部隊ニ加入セラレ又ハ戦地ニ在リテ軍務ニ從事シタル陸海軍軍人軍醫

三 戦地ニ在リテ軍務ニ從事シタル陸海軍軍人軍醫及文官ノ職務ノ重要ナル者

四 戦地ニ在リテ軍務ニ從事シタル陸海軍軍人軍醫及文官ノ職務ノ重要ナル者

大日本帝國政府

<p>●昭和六年乃至九年奉 變從軍記事 昭和九年七月廿三日 勅令第四百二十一號</p>	<p>前 同</p>	
<p>●支那事變從軍記事 昭和十四年七月二十七日 勅令第四百九十八號</p>	<p>前 同</p>	

前項各號ノ一ニ載當スル者ト雖備役人夫ノ員
 又ハ之ニ準スヘキ下級船員等ニ在リテハ特殊
 ノ軍務ニ服レ且功績アル者ニ非サレバ從軍記
 章ヲ授與セス
 第四條 戦役ニ關スル軍務ヲ補助シ特ニ功績ア
 ル者又ハ許付ヲ得テ從軍シタル者ニハ特ニ從
 軍記事ヲ授與スルコトアルヘシ